

西東京市財政白書

平成 24 年度決算版



いこいな
©シンエイ/西東京市

平成 25 年 9 月



西東京市

企画部財政課

財政白書の平成 24 年度決算版を作成しました

市民の皆様に西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 24 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

昨今の社会経済情勢から、本市の財政は、市税の低迷や社会保障関連経費の増加などによる厳しい状況が続いておりますが、平成 24 年度は、さらに財政の硬直化が進んでいる状況です。詳細は、本編でご覧いただけますが、市民の皆様が、今後の市の行財政運営のあるべき姿と、行財政改革の必要性や方向性について議論していただく際の素材として、この「財政白書」を活用していただければ幸いです。

なお、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、固有名詞である専門用語については、財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

また、作成に当たっては、平成 24 年度の決算状況を踏まえた時点修正のほか、より分かりやすさを意識して一層の内容充実に努めました。今後も、内容の見直しを継続的に行いながら公表してまいりますので、ぜひ市民の皆様のご意見をお寄せください。

本書において、決算額等は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

西東京市の「普通会計」は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費等を除く)及び中小企業従業員退職金等共済事業特別会計が含まれています。

本文をご覧になる際は、次の点にご注意ください。

※ 平成 24 年度数値については、変更になる可能性があります。

※ 数値は、原則として上記調査に基づく千円単位の数値を四捨五入した百万円単位の数値を使用しているため、内数の計が総数と一致しない場合があります。また、本文中の対前年度増減額、対前年度増減率、構成比などについても、百万円単位で記述しています。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、西東京市が独自に計算したものです。なお、住民1人当たり決算額の算出に当たっては、平成 25 年3月 31 日現在の住民基本台帳人口(西東京市の場合 197,447 人)を用いています。また、本文表中における住民1人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

平成 24 年度における「IV-1」に属する都内の類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市・西東京市の 10 市です。

また、平成 24 年度における「IV-1」に属する全国の類似団体数は 52 団体で、関東地方の類似団体は、茨城県ひたちなか市、栃木県小山市、埼玉県狭山市・上尾市・新座市・久喜市、千葉県市川市・松戸市・野田市・佐倉市・習志野市・市原市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県藤沢市・秦野市の 17 市に都内類似団体 10 市を加えた合計 27 市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

◎「類似団体」とは…

人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。西東京市は「IV-1」(人口 15 万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造はⅡ次・Ⅲ次産業が 95%未満かつⅢ次産業が 55%以上)という類型に属しています。

なお、平成 23 年度決算版では、平成 17 年度国勢調査を使用していたために「IV-3」としていましたが、今年度から平成 22 年度国勢調査を使用した結果、区分が変更になりました。

目 次

財 政 の イ メ ー ジ	1
市の財政を家計に例えると…？ 年収は約656万円・年間支出は約642万円で黒字でした	
1 決 算 の 総 括	3
歳入決算額・歳出決算額ともに前年度を下回る 実質収支は合併後2番目に高い水準に	
2 市 の 歳 入	5
繰入金の減により歳入総額が2年続けて減少	
3 市 税	7
収入額は300億円台を確保したものの依然として厳しい状況 徴収率は合併後最高を更新	
4 地 方 交 付 税	9
合併算定替による増加額が7割に縮減 財政力指数が低下	
5 市 の 歳 出 (目 的 別 経 費)	13
民生費が再び増加に転じ歳出全体に占める割合は合併後最大	
6 市 の 歳 出 (性 質 別 経 費)	15
投資的経費は減 扶助費と公債費の増により義務的経費は初の50%超え	
7 経 常 収 支 比 率	17
前年度比1.0ポイント増で財政の硬直化が進む	

8	公債費	19
臨時財政対策債・減収補填債などの償還により公債費は増加するものの 公債費比率は適正な水準で推移		
9	市債	21
借入額に占める臨時財政対策債の割合が増加 市債残高は減少に転じる		
10	基金	25
財政調整基金の残高は引き続き40億円程度を確保		
11	公営企業会計・公営事業会計への繰出金	27
市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金		
12	行財政改革の取組	31
地域経営戦略プラン2010に基づき自立した行財政基盤の確立を目指します		

【参考資料】

決算カード(暫定版)	35
合併特例債の借入実績と元利償還額	37
歳出内訳及び財源内訳	38
他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較	39
財政健全化法	41
財務書類(速報版)	43
用語集	45

財政のイメージ

市の財政を家計に例えると…？ 年収は約656万円・年間支出は約642万円で黒字でした

『財政』とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」、「行財政改革」といった単語などで、近年、耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、何となくイメージは湧くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

『財政』とは、国又は地方公共団体の行政活動を「経済的な側面」で捉えたもののことです。すなわち、『市の財政』とは『市が行う経済活動』を指します。

経済活動ならば、皆様にとっても、ぐっと馴染みのある言葉になったのではないのでしょうか？

そこで、『財政』を更に身近に感じていただくために、西東京市の平成24年度決算額を、1万分の1に縮小して家計に置き換えてみます。市の財政と家庭の家計では、仕組みが異なる部分もありますが、これで大体のイメージをつかんでみてください。



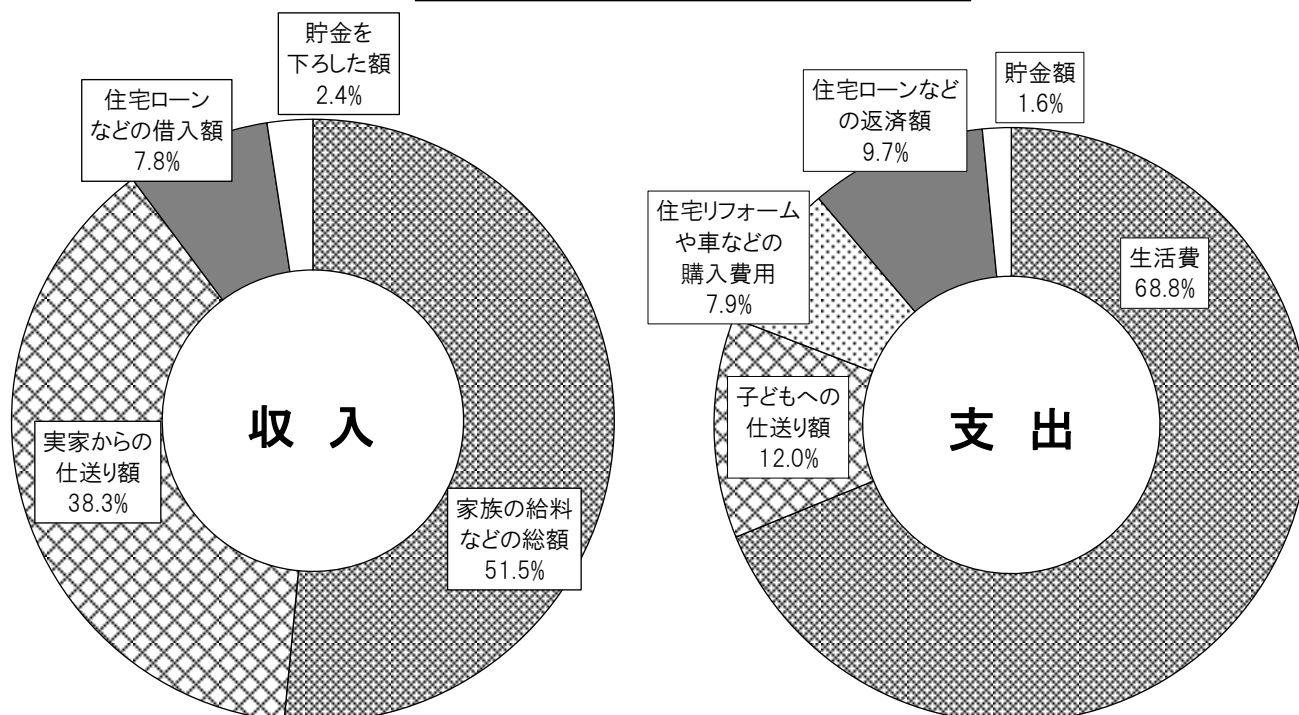
<平成24年度の西東京市の家計状況>

－ 表中の※印は、市の歳入歳出に置き換えた時の項目です。－

(上段:年額、下段:月額)

		平成24年度	平成23年度	増減額
収入		656 万円	679 万円	△ 23 万円
基本的収入	小計	589 万円	597 万円	△ 8 万円
	家族の給料などの総額	338 万円	346 万円	△ 8 万円
	※自主財源(基金繰入金を除いたもの)	(281,667 円)	(288,333 円)	(△ 6,666 円)
	実家からの仕送り額	251 万円	251 万円	0 万円
その他の収入	※依存財源(市債を除いたもの)	(209,167 円)	(209,167 円)	(0 円)
	小計	67 万円	82 万円	△ 15 万円
	住宅ローンなどの借入額 ※市債	51 万円	59 万円	△ 8 万円
	貯金を下ろした額 ※基金繰入金	16 万円	23 万円	△ 7 万円
支出		642 万円	667 万円	△ 25 万円
生活費(食費・光熱水費・税金・社会保険料など)		442 万円	440 万円	2 万円
※人件費、扶助費、物件費、補助費等		(368,333 円)	(366,667 円)	(1,666 円)
子どもへの仕送り額		77 万円	83 万円	△ 6 万円
※繰出金		(64,167 円)	(69,167 円)	(△ 5,000 円)
住宅ローンなどの返済額		62 万円	59 万円	3 万円
※公債費		(51,667 円)	(49,167 円)	(2,500 円)
貯金額		10 万円	27 万円	△ 17 万円
※積立金		(8,333 円)	(22,500 円)	(△ 14,167 円)
住宅リフォームや車などの購入費用 ※投資的経費		51 万円	58 万円	△ 7 万円
現在の貯金残高(『家族の給料などの総額』の約4分の1)		87 万円	93 万円	△ 6 万円
現在のローン残高(『家族の給料などの総額』の約1.7倍)		569 万円	572 万円	△ 3 万円

西東京市の家計状況



◎西東京市の家計の状況を見てみましょう

まず、収入では、家族が給料などで自力で得る収入が全体のおよそ半分となっています。

一方で、実家からの仕送り額は全体のおよそ3分の1を占めていることが分かります。この実家からの仕送りは、国や東京都からの補助金などが含まれますので、額の大小こそありますが、西東京市に限らず、どの市区町村も例外なく受けています。

次に、支出を見てみます。

全体のおよそ3分の2を生活費が占めています。いわゆる生活に必要なほとんどの経費が含まれ、『財政』における物件費、扶助費、補助費等となり、家計で言えば、食費、日用品費、光熱水費、携帯電話・インターネットなどの通信費、生命保険料、医療費、各種月謝・会費などになります。

子どもへの仕送り額は、『財政』における一般会計から特別会計への繰出金になります。

親世帯から独立した子どもは、基本的には生計は別となり、自立した独立の家計になります。しかし、子どもが自分で全ての生活費などを賄えればいいのですが、そうでない場合には、親の援助が必要となる場合があります。

住宅のリフォームや車などの購入費用は、『財政』でいう普通建設事業費などの投資的経費になります。

まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり(基金繰入金)、住宅ローン(市債)を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活が圧迫されてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、家計が苦しいときには大きな買い物を控えるように、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業費は減少します。

貯金は、『財政』でいう積立金になります。

例えば、子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、貯金には目的や理由があります。

『財政』も同じで、目的ごとに基金を設けて積立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を下ろしているのはそのためです。また、積み立てるお金も前年度の黒字の半分や土地を売却したお金など、一時的な収入を中心に積み立てしています。

なお、生活費が足りなくて貯金を下ろすのと、目的を実現する時期が来たので貯金を下ろすのとでは、少し意味合いが違います。貯金を下ろした金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、西東京市の財政について、平成24年度決算をもとに、過去との比較を交えながら、具体的に説明していきます。

1 決算の総括

歳入決算額・歳出決算額ともに前年度を下回る 実質収支は合併後2番目に高い水準に

◎歳入・歳出ともに減少しました

平成24年度の普通会計決算は、歳出面では、扶助費や公債費が依然として増加しているものの、平成23年度をもって保谷駅南口地区再開発事業や中学校完全給食設備等整備事業が終了し、普通建設事業費が減少したこと、また、基金の創設や基金間での積み替えがあった前年度に比べて基金積立金が減少したことなどから、642億3,200万円(対前年度比24億4,200万円、3.7%減)となりました。

一方、歳入面では、市税全体では300億円台を維持し、前年度を上回る額となりましたが、合併算定替の縮減などにより地方交付税が減となったこと、普通建設事業費の減により地方債が減となったこと、保谷駅南口地区再開発事業の終了と清算に伴い、前年度に大幅に増加した繰入金が減になったことなどの要因により、656億1,800万円(対前年度比23億2,600万円、3.4%減)となりました。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
歳入決算額	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	332.3	345.7	322.3
歳出決算額	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	325.3	335.8	310.1
形式収支	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	1,386	7.0	9.8	12.1
翌年度へ繰り越すべき財源	15	19	360	0	5	3,130	231	363	299	10	0.1	0.8	1.7
実質収支	1,022	1,024	904	1,325	1,196	1,156	1,014	1,148	971	1,376	7.0	9.0	10.5
単年度収支	62	2	△120	421	△129	△40	△142	134	△177	404	2.0	0.4	0.0
積立金	873	673	760	957	666	1,285	893	1,275	592	622	3.2	3.2	2.8
繰上償還額	—	—	—	—	35	38	—	—	—	—	—	0.0	0.0
積立金取崩額	690	1,500	958	800	1,100	900	1,300	500	700	704	3.6	3.5	2.8
実質単年度収支	245	△825	△317	577	△528	383	△548	909	△285	322	1.6	0.1	0.0
実質収支比率	3.3	3.3	2.8	4.0	3.4	3.2	2.8	3.1	2.5	3.5	3.5	4.8	5.8

※実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

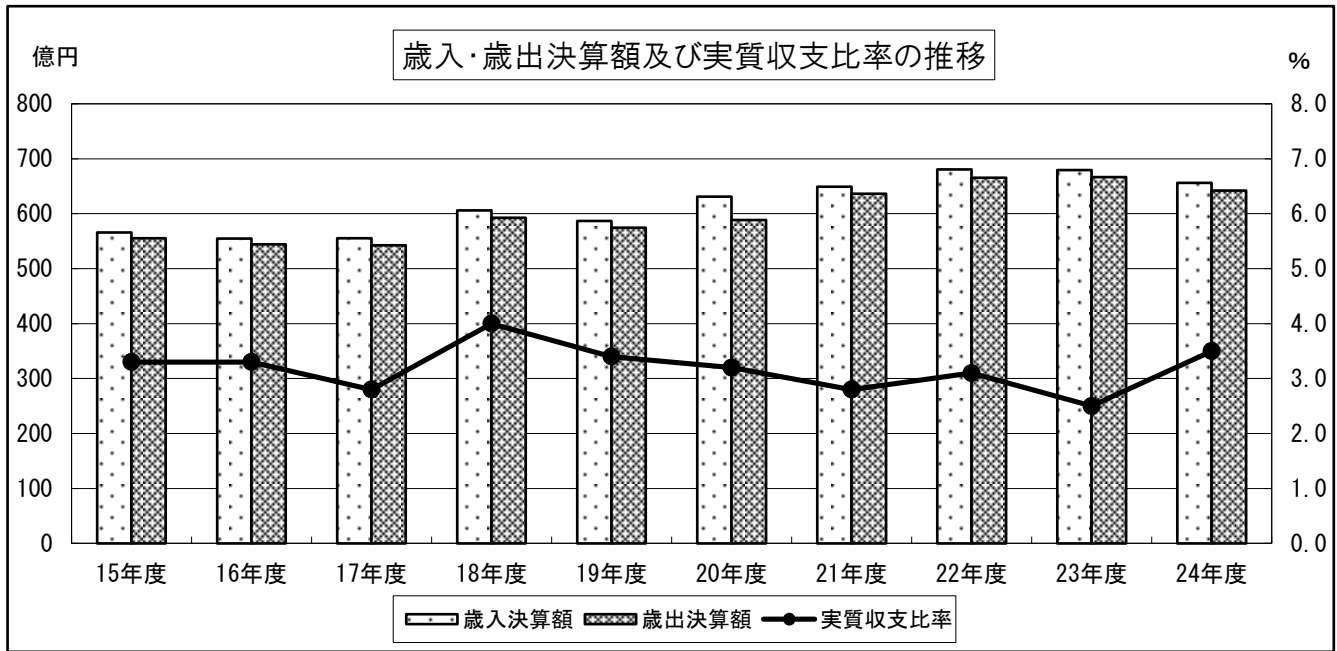
◎実質収支は合併後2番目に高い水準になりました

実質収支は13億7,600万円(対前年度比4億500万円、41.7%増)で、過去10年間では最高額となり、合併当初の平成13年度に次ぐ額となりました。ただし、実質収支には、前年度に国や東京都から多く交付された補助金などで、翌年度に返還しなければならない金額が含まれていますが、平成24年度は、その額が3億円を超える大きな額となっていることが特徴です。

なお、平成24年度は、形式収支、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支のいずれも黒字となりました。

◎実質収支比率は3.5%に回復しました

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3%から5%程度が適当であるとされています。合併以降は、おおむね適正な水準で推移してきました。平成23年度は2.5%とやや落ち込みましたが、平成24年度は1.0ポイント増加し、3.5%となりました。



～ちょっとブレイク～

◎いろいろな収支があるけど、何が違うの？

単純にその年度の歳入決算額から歳出決算額を引いた額が「形式収支」となります。この「形式収支」中には、年度内に終了しなかった事業の翌年度に支出する額(繰り越すべき財源)が含まれています。この繰り越すべき財源は翌年度に必ず支出することが決まっているので、その分を「形式収支」から引くと、今年度の実質的な収支となる「実質収支」になります。この「実質収支」がその年度の黒字・赤字を見るときに大切になります。

なお、西東京市の「実質収支」は、毎年度黒字です。

さらに、今年度の「実質収支」には、繰越金の一部として歳入された前年度の「実質収支」が含まれていますので、その分を引いた後の額を「単年度収支」といい、その年度内の歳入と歳出だけの収支を表しています。そして「単年度収支」から、ローンなどの繰上返済(繰上償還額)、貯金(基金積立額)や貯金の引き落とし(基金取崩額)など、後年度の財政運営に影響のある要素を除いた、純粋にその年度内の歳入と歳出だけの収支を「実質単年度収支」といいます。



(単位: 百万円)

歳入 決算額 65,618	今年度の収入額			基金 取崩額 704	前年度の 実質収支 971	今年度から 翌年度に 「繰り越すべき 財源」 10
	歳出 決算額 64,232	今年度の支出額		繰上 償還額 0	基金 積立額 622	
※数値は左ページの表中の額を使用しています。 ※図は、いろいろな収支を分かり易くイメージにしたものですので、実際の数値とイラストの大きさなどは合致していません。				形式収支 1,386		
				実質収支 1,376		
				単年度収支 404		
				実質単年度収支 322		

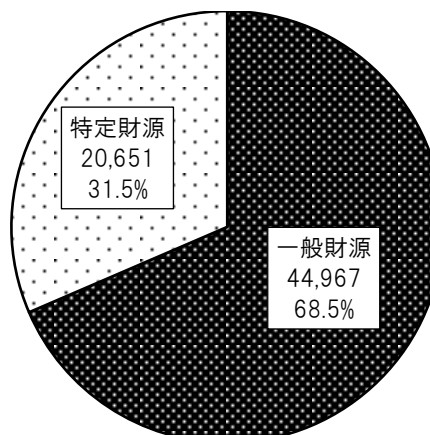
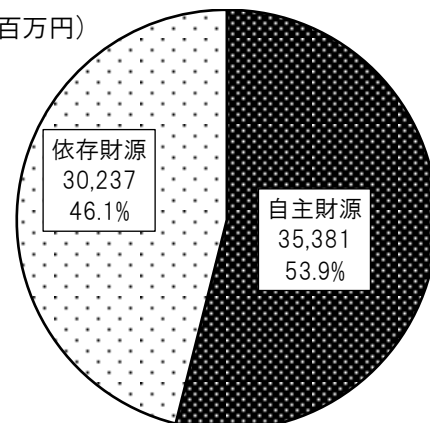
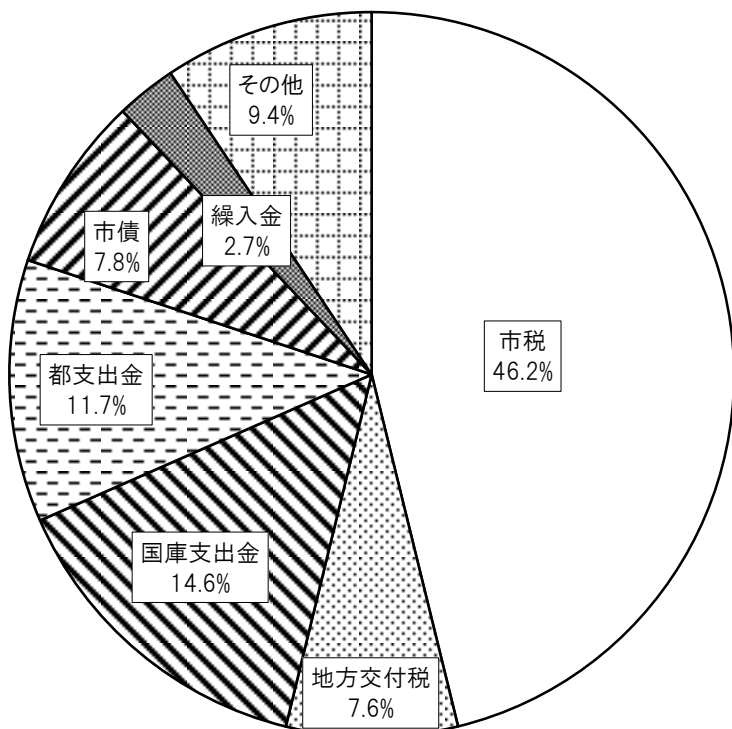
2 市の歳入

繰入金の減により歳入総額が2年続けて減少

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、様々なものがあります。そのなかでも、市税、地方交付税、国庫支出金及び都支出金の歳入に占める割合は特に高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成24年度決算における歳入の内訳

(単位:百万円)



※その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。

◎市税が西東京市の基幹的な歳入です

グラフを見て分かる通り、歳入の中で最も多くの割合を占めるのが市税です。次いで、国庫支出金、都支出金、市債、地方交付税と続きます。

なかでも、市税は、歳入の4割を超える市の基幹的な歳入となっています。そのため、市税収入の動向が歳入面における市の財政状況を大きく左右することになります。

そのほか特徴的な点として、西東京市は、合併により誕生した市であることから、地方交付税に通常の団体にはない特別の上乗せ措置が講じられていることなどが挙げられます。

◎「自主財源」、「一般財源」の割合が重要です

歳入については、「市が自らの権限で収入することができるかどうか」という視点で「自主財源と依存財源」に、また、「財源の使い道が特定されているかどうか」という視点で「一般財源と特定財源」に分けることができます。

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するためには、自らの権限で収入することができる「自主財源」、使い道が特定されていない「一般財源」、それぞれの割合が高いことが必要です。市税は、歳入に占める割合が最も大きいうえ、そのどちらにも関係していることから、この点においても最も重要で貴重な歳入といえます。

(単位:百万円、%) (単位:千円、%)

自主 一般		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	関東類団
○	市 税	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	153.4	167.7	159.9
○	地方譲与税	317	639	961	1,392	345	333	306	300	302	285	1.4	1.7	2.0
○	税連動交付金	2,392	2,650	2,636	2,787	2,841	2,459	2,319	2,350	2,278	2,295	11.6	13.1	11.4
○	地方特例交付金	1,158	1,158	1,184	903	183	414	368	328	363	177	0.9	0.8	0.8
○	地方交付税	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	25.4	9.3	12.1
○	交通安全対策特別交付金	30	29	29	30	30	26	26	25	23	22	0.1	0.1	0.1
○	分担金及び負担金	233	223	238	252	260	380	326	258	316	371	1.9	2.5	2.3
○	使用料	487	520	560	589	617	544	548	550	563	556	2.8	4.0	4.9
○	手数料	119	135	140	129	416	616	584	473	414	413	2.1	3.5	2.8
	国庫支出金	5,516	5,449	5,100	4,781	4,607	8,498	6,808	8,747	9,416	9,574	48.5	54.6	49.3
	都支出金	5,457	5,599	5,794	6,243	6,971	6,499	6,577	7,160	7,217	7,685	38.9	43.2	27.1
○	財産収入	419	99	392	1,672	408	448	539	796	273	363	1.8	2.0	1.2
○	寄附金	56	1	1	1	1	59	52	203	7	38	0.2	0.8	0.7
○△	繰入金	2,208	2,634	2,778	2,844	4,117	3,259	3,031	2,059	3,027	1,764	8.9	8.5	6.9
○	繰越金	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	6.4	9.1	11.1
△△	諸収入	430	398	339	875	417	449	449	425	917	355	1.8	3.6	6.6
△	市 債	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	26.0	21.1	22.6
合	計	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	332.3	345.7	322.3
	自主財源比率	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6	59.6	60.6	52.4	54.4	53.9	53.9	58.4	60.9
	一般財源比率	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1	67.1	67.3	66.9	67.5	68.5	68.5	63.9	66.7

※「自主」欄の「○」はその科目が主に「自主財源」で、「△」はその科目が「自主財源」と「依存財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。また、「一般」欄の「○」はその科目が主に「一般財源」で、「△」はその科目が「一般財源」と「特定財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。

※税連動交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金です。

※自主財源比率及び一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

◎歳入決算額は前年度に引き続き減となりました

平成24年度の歳入決算額は、656億1,800万円で前年度比23億2,600万円・3.4%の減となりました。その主な要因は、普通建設事業費の減に伴う市債の減や、保谷駅南口地区再開発事業の終了・清算に伴い前年度に大幅に増加した繰入金の減など、臨時的な要因が大きく影響しています。

主要な項目ごとに見てみると、まず、基幹的収入である市税は、302億9,400万円で前年度に続き300億円台を確保していますが、その要因は税制改正によるところが大きく、依然として所得・雇用環境などが低迷していることを考えると、決して楽観視できる状況にはありません。

国庫支出金と都支出金は、依存財源・特定財源の代表的なものですが、それぞれ交付の対象となる扶助費などの歳出の動向にあわせて、増加傾向が続いています。

繰入金は、17億6,400万円で合併以来、最も少ない金額となっています。繰入金の内訳は特別会計(公営事業会計)からの繰入金と基金(いわゆる貯金)からの繰入金とに大別できますが、平成24年度は、特に基金繰入金が前年度に保谷駅南口市街地開発事業基金を廃止したことや、職員退職手当基金を取り崩さなかったことにより、減少したことが影響しています。

市債は、51億3,800万円で前年度比7億5,100万円・12.8%の減となっています。これは、借入れの対象となる普通建設事業費が減少したことが主な要因となっています。

◎自主財源比率は減、一般財源比率は増となりました

自主財源比率とは、歳入に占める自主財源の割合です。平成24年度は、53.9%で前年度比0.5ポイント減となりました。その主な要因は、繰入金の自主財源部分が大きく減少したことが要因となっています。

一般財源比率とは、歳入に占める一般財源の割合です。平成24年度は、68.5%で前年度比1.0ポイント増となりました。しかしながら、その主な要因が特定財源(特に繰入金と市債)の減少によるものであって、一般財源自体も減少していることに留意する必要があります。

3 市税

収入額は300億円台を確保したものの依然として厳しい状況 徴収率は合併後最高を更新

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業などから納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

		(単位:百万円、%)										(単位:千円、%)		
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	関東類団
決 算 額	個人市民税	11,549	11,561	12,053	13,046	14,787	14,982	14,620	13,949	13,889	14,137	71.6	70.5	66.9
	法人市民税	1,338	1,582	1,456	1,719	2,046	2,152	1,044	1,505	1,684	1,856	9.4	12.5	12.0
	固定資産税	10,394	10,516	10,670	10,316	10,430	10,487	10,812	11,001	11,107	10,795	54.7	65.0	62.4
	軽自動車税	62	64	67	70	73	75	76	77	78	79	0.4	0.6	0.8
	市たばこ税	918	928	897	912	899	876	836	870	960	955	4.8	5.5	5.9
	都市計画税	2,169	2,189	2,211	2,224	2,254	2,262	2,294	2,324	2,391	2,472	12.5	12.3	10.7
	合計	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	153.4	167.7	159.9
徴収率	91.4	93.4	94.1	94.8	95.1	95.7	95.2	95.3	95.8	96.1	96.1	95.6	94.0	

※数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。

※徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

※類似団体の中には、西東京市において歳入実績のない税目があるため、合計額と内訳は合致しません。

◎個人市民税と固定資産税で市税収入全体の8割を占めています

市税は、歳入に占める割合が最も大きく、かつ、全額が一般財源であることから、最も重要で貴重な歳入といえます。その内訳を見てみると、個人市民税が最も大きく、次いで、固定資産税、都市計画税、法人市民税と続きます。なかでも個人市民税と固定資産税が全体の約8割を占めるのに対して、法人市民税が1割に満たないことが特徴として挙げられます。

◎個人市民税と固定資産税は厳しい状況となっています

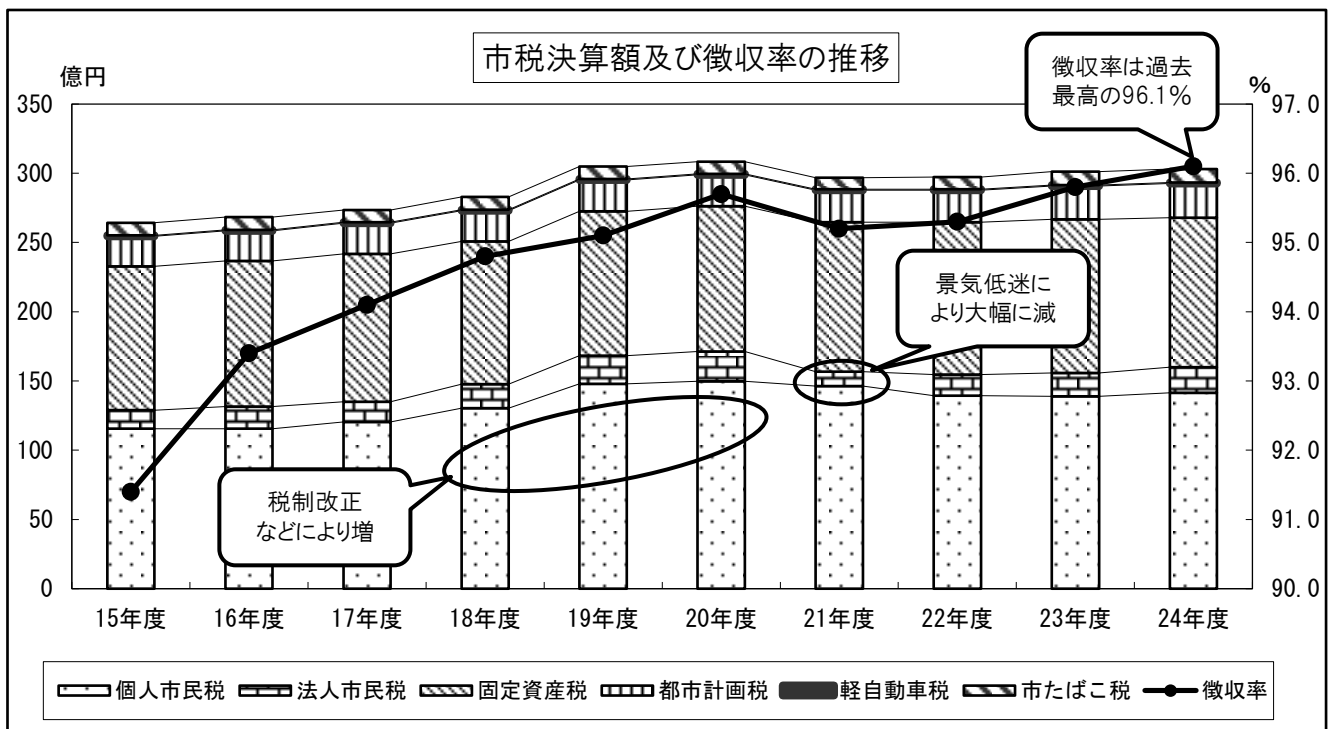
平成24年度の市税収入は302億9,400万円の前年度比1億8,600万円・0.6%の増となり、前年度に引き続き300億円台を確保しました。

税目ごとに見てみると、個人市民税については、扶養控除の縮減の影響などもあって2億4,800万円・1.8%の増となりました。しかしながら、課税の基礎となる個人所得は依然として低迷しており、この税制改正の影響を除けば、実質的には前年度割れの状況となっています。固定資産税についても、3年に1度行われる評価替えの影響などもあって3億1,200万円・2.8%の減となるなど、市税収入の中心となる個人市民税と固定資産税は厳しい状況となっています。

その他の税目を見てみると、法人市民税については、大きく落ち込んだ平成21年度を底として、企業の業績が回復傾向にあることなどから、1億7,200万円・10.2%増となりました。また、都市計画税については、平成24年度は税率を変更したことにより8,100万円・3.4%増となりました。



西東京市では、市税の現状について市民の皆様にご覧いただくために「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公表といった徴収率向上に向けた取組の紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



◎過去10年間の推移は…

過去10年間の推移を見てみると、まず、個人市民税は、平成18年度から平成20年度にかけて老年者控除の廃止や所得税(国税)からの税源移譲などといった税制改正の影響もあって増加しました。その後は、個人所得の低迷による影響を受け、減少を続けていましたが、平成24年度は4年振りに増加に転じました。しかし、前述したとおり税制改正の影響を除けば、依然として減少傾向にあることに注意が必要です。

法人市民税は、特に景気等に大きく左右されるという特徴があり、近年では平成21年度に大きく落ち込みましたが、その後、徐々に回復してきています。

固定資産税は、土地や家屋などの固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気などに左右されることのない比較的安定した財源とされていますが、3年ごとに行われる土地と家屋の評価替えの年度では大きな増減が見られます。平成24年度は、この評価替えが行われた年度で、家屋の減価や地価の動向も反映して減となりました。

軽自動車税は、緩やかながらも年々増加しています。その要因としては、軽四輪車の登録台数が増えていることにあります。

市たばこ税は、たばこの売り上げ本数自体は減少傾向にありますが、平成22年度に行われた税率改正の影響により、税収自体は増加傾向になっています。

◎徴収率は合併後最高となりました

徴収率は、平成21年度を除き、毎年度上昇傾向にあります。平成24年度も前年度比0.3ポイント増の96.1%となり、これは合併後、最高となるものです。この間、西東京市では、高額滞納者の整理を含む滞納整理を強化してきました。こうした効果もあって、徴収率が向上してきたことに加え、滞納額そのものも圧縮されてきています。

～ちょっとブレイク～

◎もしも徴収率が100%だったら?! ～徴収率0.1ポイントがいかに大きいか～

平成24年度の市税徴収率は、96.1%でした。

さて、この徴収率がもしも100%だったとしたら、いくらぐらいの違いになるのでしょうか？

平成24年度の市税収入実績額は、302億9,400万円でした。しかし、課税額は、315億3,200万円でしたので、徴収率が100%だと仮定すると、収入が12億3,800万円も増えることになります。これを徴収率0.1ポイントあたりに換算すると3,153万円にもなります。

10年前の平成15年度の徴収率は91.4%でしたので、平成24年度には、そこから4.7ポイントも増加しています。もしも、いまだに91.4%だったと仮定した場合と比較すると、その差は、14億8,191万円にもなります。



4 地方交付税

合併算定替による増加額が7割に縮減 財政力指数が低下

地方交付税の目的は、地域間の税源の不均衡を調整して均衡化し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国が財源を保障することです。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があります。

【普通交付税】…交付税総額の94%を財源

◎標準的に算定された「財源不足」に対して交付されます

普通交付税は、地方公共団体ごとに、その自然的・地理的・社会的条件において標準的に行われる行政経費（基準財政需要額）と、標準的な一般財源として収入される経費（基準財政収入額）を一定の基準で算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）が交付されます。算定の結果、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る地方公共団体が不交付団体です。

ちなみに、平成24年度における都内26市の算定結果は、交付団体が20市、不交付団体が6市で、西東京市は交付団体でした。

	(単位:百万円)										(単位:千円)		
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
地方交付税	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	25.4	9.3	12.1
普通交付税	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	4,590	23.2	7.7	9.1
特別交付税	557	457	399	374	368	392	401	431	513	426	2.2	1.6	3.0
臨時財政対策債	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	3,663	18.6	8.6	9.8
合計	7,446	5,285	4,468	4,607	4,278	4,202	5,279	9,111	8,893	8,679	44.0	17.9	21.9
財政力指数	0.915	0.932	0.952	0.968	0.969	0.969	0.968	0.936	0.902	0.870	0.870	0.992	0.977

※平成23年度からの特別交付税には、『震災復興特別交付税』が含まれています。

※各年度の財政力指数は、当該年度を含めた直近3ヶ年の平均です。また、西東京市における指数は、一本算定によるものです。

※各年度の臨時財政対策債は「発行可能額」であり、実際の「発行額」(P21「9 市債」を参照)とは額が異なる年度があります。

※財政力指数についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の加重平均により算出したものです。

◎普通交付税額は前年度に引き続き減となりました

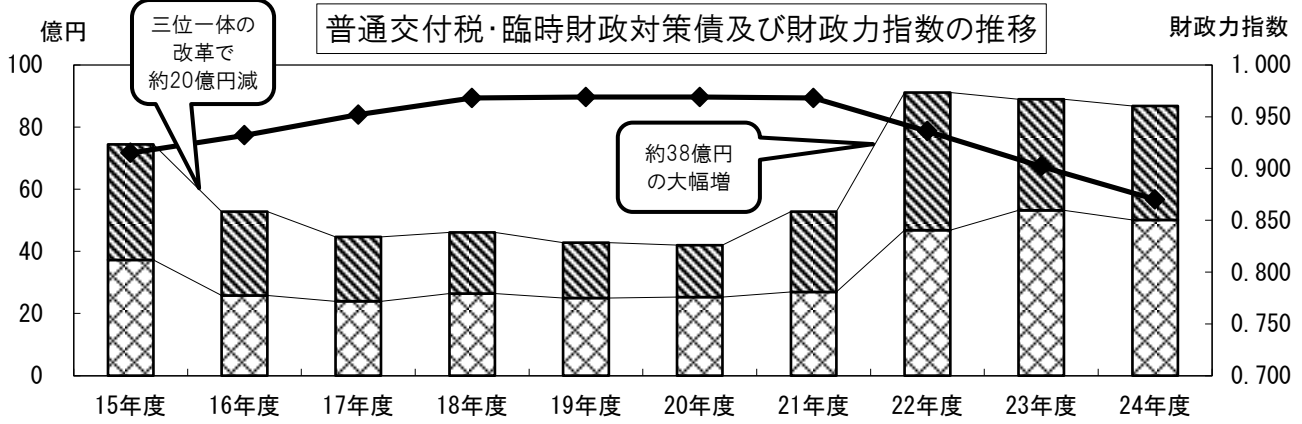
平成24年度の普通交付税は、45億9,000万円で前年度比2億1,700万円・4.5%減となりました。

基準財政需要額は、合併算定替による増加額の段階的な縮減があったものの、生活保護費や社会福祉費、高齢者保健福祉費などが大きく増加となったことで、全体では微増となりました。一方で、基準財政収入額が、市税の伸びなどで基準財政需要額の伸びを上回ったために、交付額は減少しました。

平成24年度の住民1人当たりの決算額を類似団体と比較してみると、臨時財政対策債を含めた西東京市の地方交付税は、都内類似団体の約2.5倍、普通交付税のみでは約3.0倍となっています。そこには、西東京市を含む都内類似団体10市のうち、4市は普通交付税の不交付団体という背景があります。

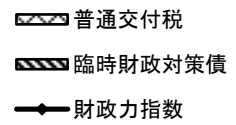
◎過去10年間に大幅な増減がありました

過去10年間の交付額の推移を見ると、平成16年度の普通交付税において、三位一体の改革の影響などにより、大幅な減少となりましたが、その後、平成22年度には、基準財政収入額の減などにより大幅増となり、過去10年間で最も高くなりました。平成23年度からは、合併算定替の縮減が適用されていますが、10年前よりも高い交付額となっています(合併算定替についてはP11で説明します)。交付税は、市にとって貴重な一般財源ですが、一方で国の動向などに左右される依存財源でもあるため、今後の交付額には注意を払う必要があります。



＜財政力指数＞
 計算式は、
$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$
 となります。

この式から分かるように、基準財政需要額が基準財政収入額を超えると『財政力指数<1』となり、普通交付税が交付されます。逆に、財政力指数が1を超えると不交付団体になります。1を下回るほど、財源不足額が大きくなります。

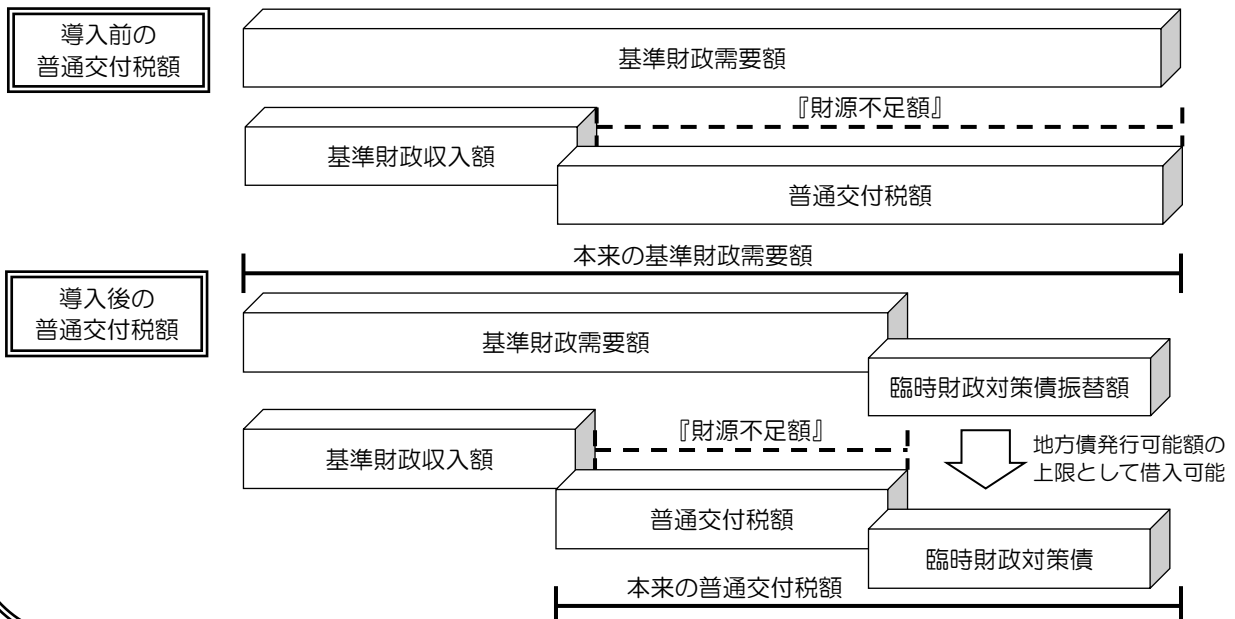


～ちょっとブレイク～

◎臨時財政対策債ってなに？

地方交付税制度は、本来、国が地方の財源不足額を全額保障する制度です。そのため国は、予算が不足する場合には、借金(国債等の発行)をして必要額を確保してきました。しかし、地方の財源不足額の増加に伴って、借金で補う額が増加し、国だけでは対応しきれなくなったため、時限的に地方にも負担してもらうことにしました。これをいわゆる「折半ルール」といい、この地方が負担する分が「臨時財政対策債」です。このことから分かるように「臨時財政対策債」は普通交付税の代替なのです。

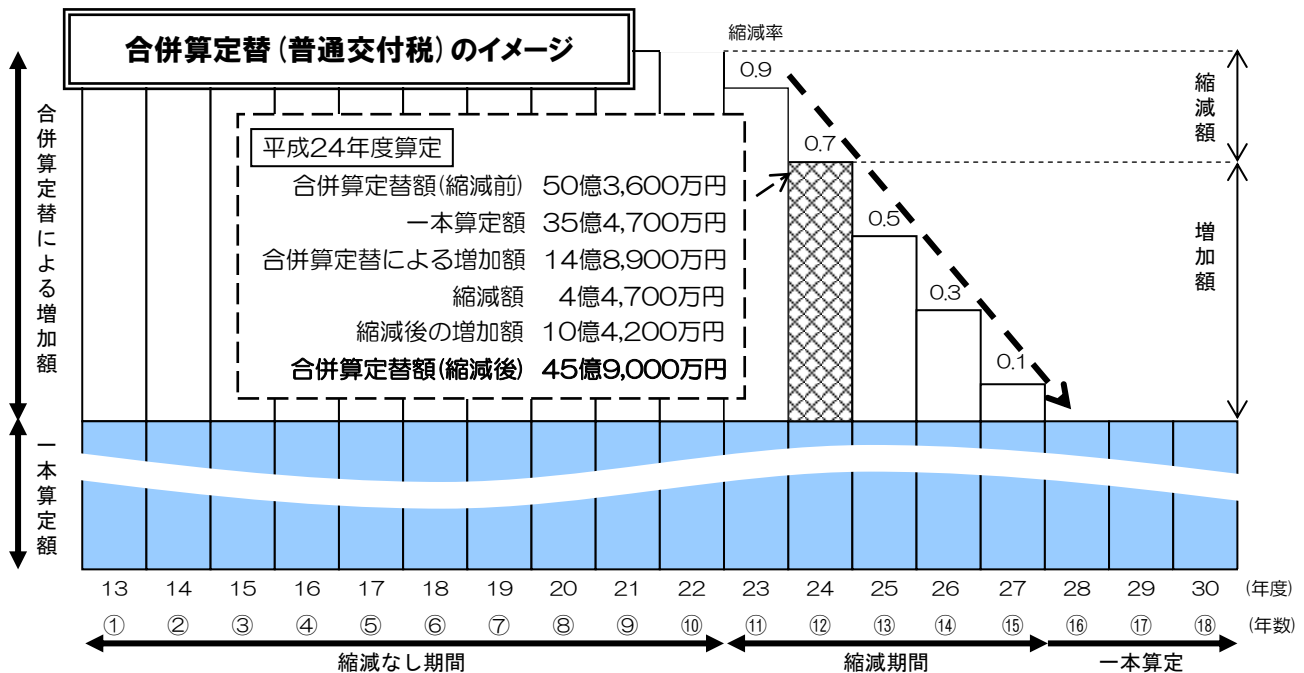
「臨時財政対策債」は、平成13年度から導入されています。この制度は、『本来の基準財政需要額』から地方公共団体ごとに算出された「臨時財政対策債振替額」を除いた額を基準財政需要額とするもので、その分普通交付税額は減少します。そのため、地方公共団体は、減少した普通交付税の代替として、この「臨時財政対策債振替額」を発行可能額の上限として「臨時財政対策債」を借り入れることができ、のちに発生する償還額の全額が基準財政需要額に算入されます。



◎合併算定替が段階的に縮減されています

西東京市の普通交付税と臨時財政対策債の算定には、現在、「合併算定替」が適用されています。合併算定替は、合併後の一定期間に限り『合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることはないよう』保障する特例措置です。

西東京市の場合、合併からの10年間は、合併算定替による普通交付税の増加額は全額保障され、交付を受けてきました。しかし、11年目となった平成23年度は増加額の90%、12年目である平成24年度は増加額の70%というように、合併算定替により上乗せ交付されている割合は、段階的に縮減されていきます。そして、最終的に平成28年度には、本来西東京市として一本で算定される額(一本算定)が交付されることになります。



平成24年度の西東京市の普通交付税の合併算定替による増加額は、10億4,200万円(図の網掛部分)でした。平成23年度から合併算定替による増加額の縮減が始まったため、本来の増加額14億8,900万円から縮減額4億4,700万円が差し引かれた分が、上乗せされて交付されています。

しかしながら、増加額の縮減が始まったとはいえ、合併算定替によって、平成24年度においても一本算定額の約1.29倍の額が交付されており、合併算定替による増加額がいくに大きいか分かりません。

<合併算定替による増加額の推移>

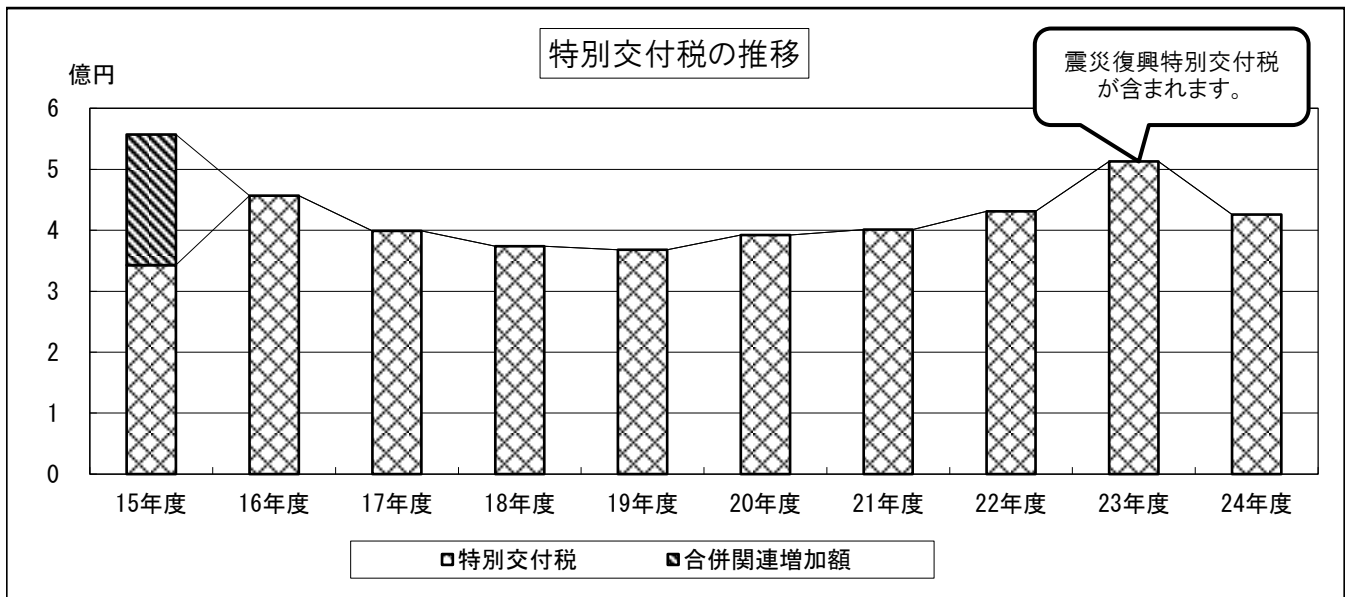
(単位:百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合併算定替(縮減後)	6,889	4,827	4,068	4,233	3,910	3,809	4,879	8,679	8,379	8,253
普通交付税	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	4,590
臨時財政対策債	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	3,663
一本算定	5,102	3,171	2,448	2,581	2,283	2,162	3,201	6,876	6,729	6,958
普通交付税	1,808	791	617	849	712	690	918	3,213	3,507	3,547
臨時財政対策債	3,294	2,380	1,831	1,732	1,571	1,472	2,284	3,663	3,222	3,411
合併算定替による増加額(縮減後)	1,787	1,657	1,620	1,652	1,626	1,647	1,677	1,804	1,650	1,295
普通交付税	1,357	1,333	1,375	1,420	1,415	1,450	1,371	1,041	1,299	1,042
臨時財政対策債	429	324	245	232	211	197	307	763	351	253
縮減額	—	—	—	—	—	—	—	—	183	555
普通交付税	—	—	—	—	—	—	—	—	144	447
臨時財政対策債	—	—	—	—	—	—	—	—	39	108
縮減率	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	0.7

【特別交付税】…交付税総額の6%を財源

◎災害などの普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます

特別交付税について、合併前年度の平成12年度から平成15年度までの4年間は、合併関連増加額として財政措置が施されていたため、特に交付額が大きい時期でした。その後、平成19年度まで減少が続いたものの、平成20年度からは増加傾向に転じ、平成21年度には4億円台に乗りました。そして、平成23年度は、東日本大震災による地方財政への対応として、震災復興特別交付税が新設されたことなどから、震災関係での交付額が増となりましたが、平成24年度においては、震災復興に係る交付額が減となったことなどにより、対前年度比8,700万円・17.0%減の4億2,600万円となりました。



～ちょっとブレイク～

◎「基準財政需要額」ってなに!?

全国の地方公共団体はそれぞれ、位置や面積、気候も異なりますし、例えば人口数やその平均年齢も違えば、中心産業、学校数、医療費など、その状況はそれぞれですよね。そういった各自治体の自然的・地理的・社会的諸条件を考慮しつつ「全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービス」をその自治体が提供するには幾ら必要なのか、一定の算式で分野ごとに計算し合計したものが基準財政需要額です。これは、各地方公共団体の実際の予算額でも決算額でもありません。



具体的な金額を見てみましょう。

平成24年度の西東京市の小学校費の基準財政需要額は、9億5,100万円でした。これは、普通交付税の算定において、西東京市という自治体が全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービスを提供するには、小学校費の支出分は9億5,100万円であろう、ということです。しかし、この額はあくまで一定の算式に当てはめて計算した理論上の額ですので、実際の支出額とは異なるわけです。事実、平成24年度に一般財源(国・都支出金等の特定財源を除いたもの)で支出した西東京市の小学校費は、11億6,100万円でした。

そもそも交付税はどのような分野にも使える一般財源であり、使う目的が定まっている特定財源ではありません。このようなことから、基準財政需要額とは、普通交付税を算定するための理論上の支出額であり、算入された各分野の額が、その分野に実際に使われるということではないのです。

5 市の歳出(目的別経費)

民生費が再び増加に転じ歳出全体に占める割合は合併後最大

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、地方公共団体のどのような部門・事業に経費が掛かっているかが分かります。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額			
											西東京市	都内類団	関東類団	
目的別経費	総務費	8,651	7,174	6,903	8,975	8,017	7,716	10,763	7,179	7,491	5,815	29.5	37.3	35.7
	民生費	19,459	19,959	20,681	21,427	22,393	23,046	24,768	31,384	29,606	30,635	155.2	156.2	128.4
	うち社会福祉費	5,571	5,355	5,329	5,788	5,835	5,656	6,513	7,699	6,723	7,218	36.6	39.0	31.0
	うち老人福祉費	3,534	3,661	3,776	3,814	4,119	4,423	4,477	4,886	4,837	4,845	24.5	21.3	18.7
	うち児童福祉費	6,920	7,354	7,848	8,042	8,536	8,799	8,875	13,051	11,721	11,513	58.3	60.6	51.2
	うち生活保護費	3,433	3,585	3,727	3,783	3,903	4,168	4,903	5,745	6,321	7,056	35.7	35.2	26.9
	衛生費	4,963	5,668	4,610	4,726	5,217	5,037	5,138	5,052	5,693	5,241	26.5	27.8	28.7
	土木費	6,673	7,028	7,124	7,213	6,344	7,084	7,375	7,154	7,103	6,186	31.3	31.7	33.3
	消防費	2,399	2,686	2,383	2,451	2,394	2,409	2,357	2,503	2,525	2,375	12.0	12.1	12.5
	教育費	8,420	7,153	7,305	8,916	7,121	7,434	6,558	6,277	6,895	6,489	32.9	41.4	36.6
	公債費	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	31.6	22.5	23.9
	その他	1,403	1,411	1,305	1,166	1,219	1,189	1,390	1,490	1,475	1,244	6.3	6.7	8.7
	合計	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	325.3	335.8	310.1

※「その他」の内訳は、議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計を言います。

◎主な経費の特徴点と主要事業

総務費 ……基金間の積み替えなどで増加した前年から一転、退職手当の減などもあり大幅減

庁舎などの管理経費(3億2,100万円)、こもれびホールの維持管理経費(2億4,400万円)、庁舎の情報システムの整備・管理経費(2億8,700万円)などが主な事業費で、全体では前年度比16億7,600万円・22.4%減となりました。また、文化芸術振興基金を新たに創設しました。

民生費 ……生活保護費などの扶助費の増により再び増加に転じる

生活保護費(扶助費)(66億4,100万円)、保育施設の運営・整備(公立・私立)の経費(49億6,700万円)、障害者福祉の経費(32億2,400万円)、児童手当等支給事業費(24億9,800万円)、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金(64億円)などが主な事業費で、全体では前年度比10億2,900万円・3.5%増となりました。主な取組としては、保育園の待機児対策の推進や、保育園・学童クラブにおける安心メール・伝言板システムを導入しました。

衛生費 ……みどり基金の積み立て減により減

柳泉園組合・東京たま広域資源循環組合への負担金(15億2,900万円)、ごみ収集の経費(11億6,500万円)、予防接種事業費(4億7,700万円)、健康診査事業費(2億4,600万円)、昭和病院分担金(2億800万円)などが主な事業費で、全体で前年度比4億5,200万円・7.9%減となりました。予防接種事業では、おたふくかぜ・みずぼうそうワクチン予防接種の公費2分の1助成を始めました。

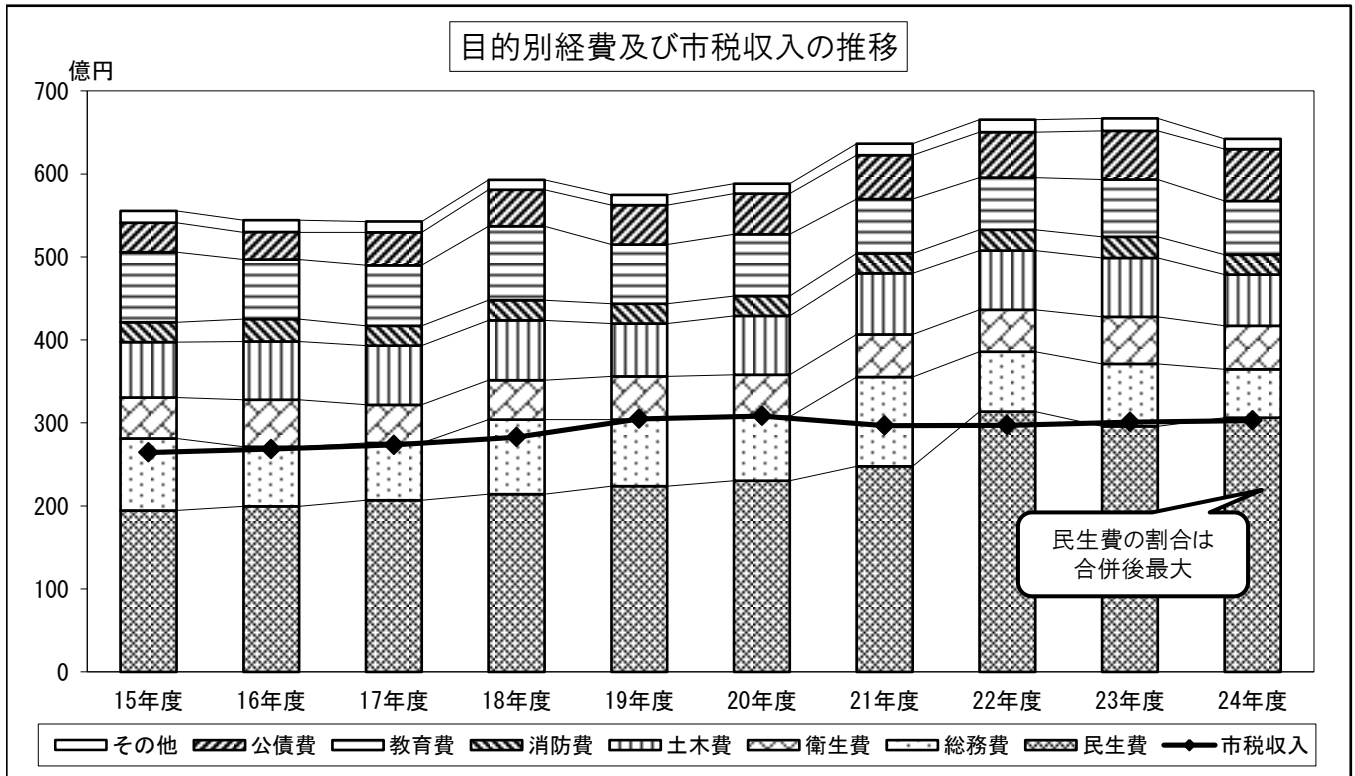
土木費 ……保谷駅南口地区再開発事業の終了などにより大幅減

ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進(都市計画道路3・4・21号線の整備など)(16億9,400万円)、都市計画道路の整備(6億5,100万円)、下水道事業特別会計繰出金(11億6,000万円)、向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業費(5億9,400万円)、道路新設改良事業費(3億8,600万円)などが主な事業費で、全体では前年度比9億1,700万円・12.9%減となりました。

教育費

…中学校完全給食のための設備整備や、国民体育大会の競技施設整備の終了により減

小学校費(20億5,300万円)、中学校費(10億4,500万円)、公民館・図書館の運営管理(8億8,100万円)、体育施設の運営管理(3億6,200万円)などが主な事業費で、全体では前年度比4億600万円・5.9%減となりました。主な取組としては、中学校全校で完全給食を実施し、小・中学校普通教室へ空調設備を設置(小学校6校、中学校7校)しました。

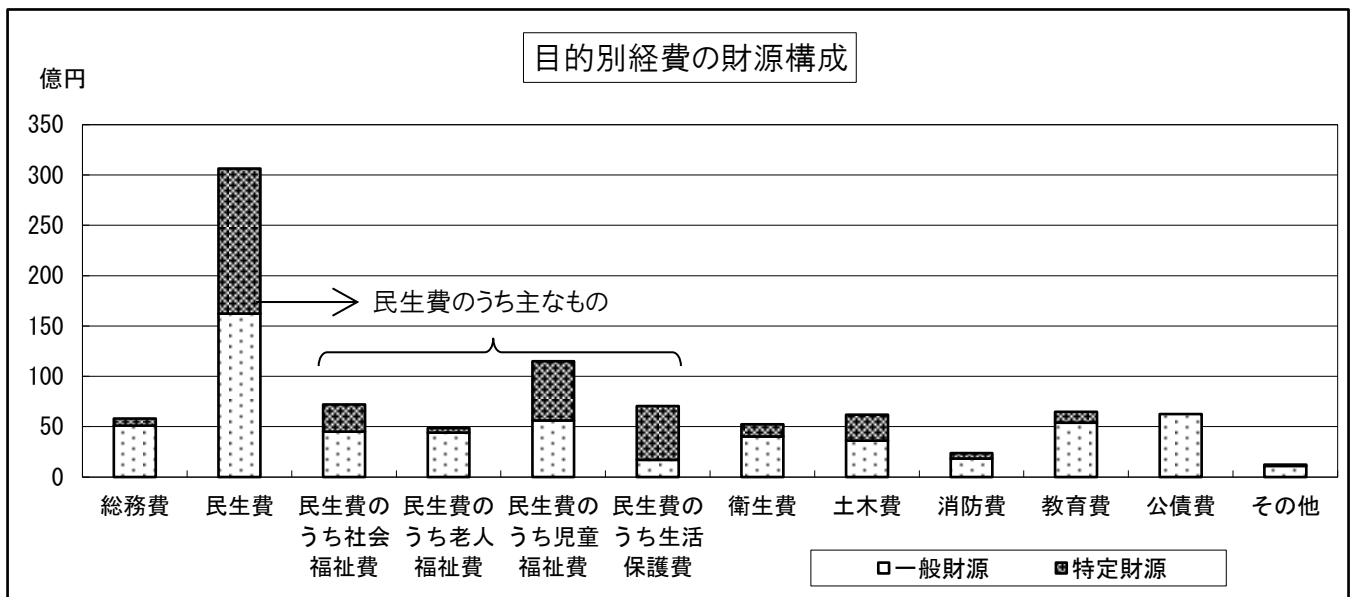


◎歳出全体に占める民生費の割合は合併後最大の47.7%となりました

過去10年間の推移を見ると、前年度減少した民生費が増加に転じ、再び市税収入を上回りました。また、歳出全体に占める民生費の割合は合併後最大の47.7%となりました。

◎目的別経費の財源構成

平成24年度の目的別経費を一般財源・特定財源別で見ると、生活保護費や、児童手当、障害者関係扶助費など国や都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の目的別経費に比べて特定財源の割合が高くなっており、特に生活保護費と児童福祉費においては特定財源が一般財源を上回っています。



6 市の歳出(性質別経費)

投資的経費は減 扶助費と公債費の増により義務的経費は初の50%超え

性質別経費とは、行政目的に関わらず経済的性質によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費などの「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を『財政の弾力性が大きい』と言います。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は『財政が硬直化している』状況にあると言われてい

(単位:百万円)

(単位:千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
義務的経費	23,541	24,121	23,939	24,873	26,296	26,012	27,335	30,835	32,838	33,047	167.4	170.5	157.3
人件費	12,215	12,616	11,578	11,637	11,986	11,159	11,093	10,874	10,919	10,166	51.5	52.0	55.0
うち職員給	8,317	8,174	7,833	7,536	7,433	7,252	7,163	6,799	6,622	6,435	32.6	33.4	37.0
扶助費	7,756	8,169	8,410	8,841	9,542	9,931	10,946	14,464	16,035	16,633	84.2	96.0	78.4
公債費	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	31.6	22.5	23.9
投資的経費	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,947	7,908	5,849	5,089	25.8	35.5	37.1
普通建設事業費	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,922	7,892	5,742	5,089	25.8	35.5	35.0
災害復旧費							25	16	107		0.0	0.0	2.1
その他の経費	25,768	23,919	24,913	27,283	26,104	26,548	30,363	27,792	27,987	26,097	132.2	129.9	115.7
物件費	7,815	7,751	7,794	8,121	8,806	9,013	10,100	10,157	10,190	10,454	52.9	47.6	46.8
補助費等	7,805	7,310	7,312	6,692	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	6,702	33.9	33.2	24.2
繰出金	7,158	7,387	7,896	8,299	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	7,657	38.8	38.0	32.2
その他	2,990	1,472	1,910	4,171	2,237	2,903	2,135	2,426	2,999	1,283	6.5	11.2	12.5
歳出合計	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	325.3	335.8	310.1

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

<義務的経費>…右グラフ(ア)の部分 前年度比0.6%増、平成24年度決算に占める割合51.4%

人件費 …職員給料・諸手当、特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬など

平成24年度は、退職者の減による退職金の減などで、前年度比7億5,300万円・6.9%減の101億6,600万円となりました。また定数の見直しにより職員数が減少傾向にあることなどで、職員給はこの10年間で22.6%減少しました。

扶助費 …社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

扶助費は、合併以降一貫して増加しており、この10年間で倍以上になりました。平成24年度は前年度比5億9,800万円・3.7%増の166億3,300万円となり、歳出全体に占める割合が25.9%にもなっています。その要因として生活保護費や障害者関係扶助費などが増となったことなどが影響しています。扶助費の伸びは小さくなっているものの、今後も増加していくことが見込まれます。

公債費 …市債の元利償還金(借金の返済金)及び一時借入金利息

公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、増加してきました。平成24年度は前年度比3億6,300万円・6.2%増の62億4,800万円と過去最高の決算額となりました。

<投資的経費>…右のグラフ(ウ)の部分 平成24年度決算に占める割合7.9%

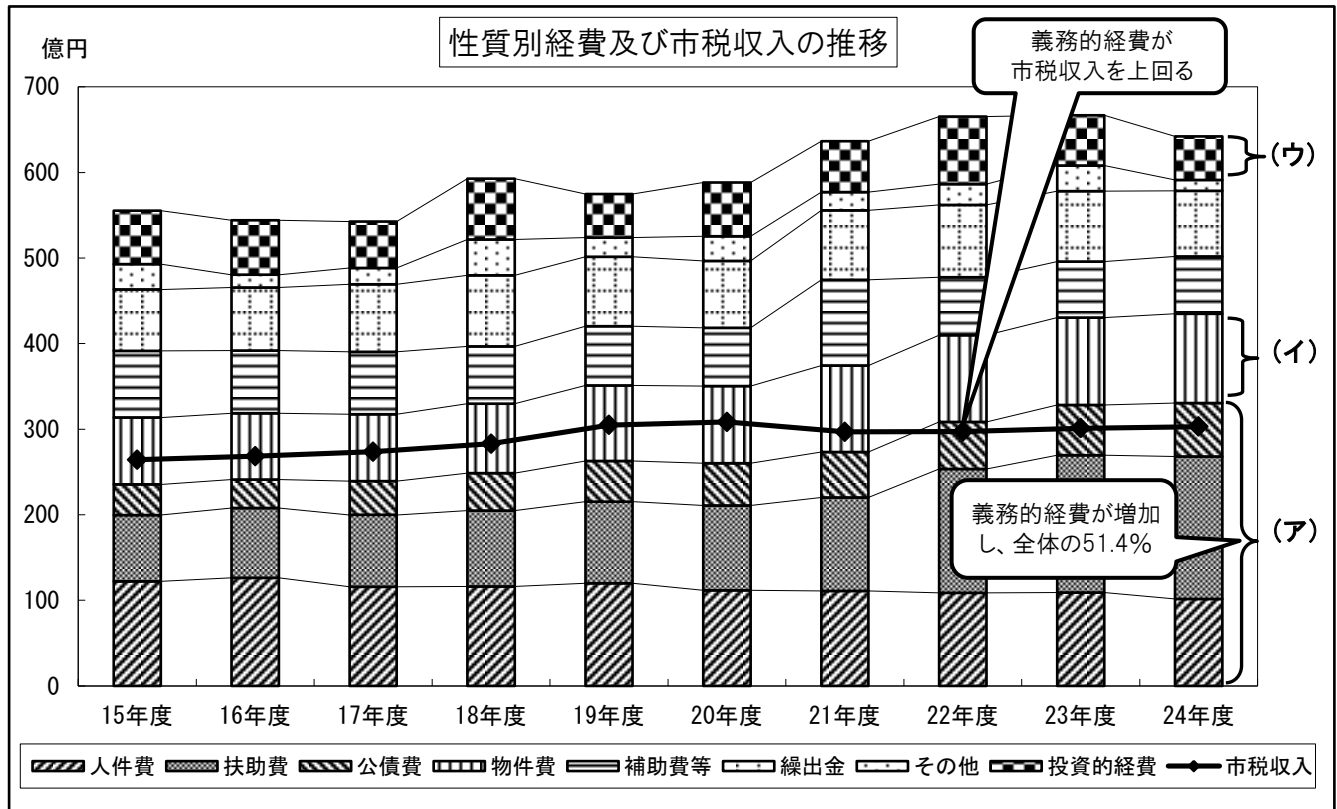
普通建設事業費 …道路整備や、施設の建設などに係る経費

平成24年度は、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路3・4・21号線などの道路整備や小中学校の空調設備の整備などが行われましたが、中学校完全給食設備の整備や保谷駅南口の再開発事業が平成23年度で終了したことから前年度比6億5,300万円・11.4%減の50億8,900万円となりました。

<その他の経費>

物件費 ……委託料や物品の購入、臨時職員の賃金など（下のグラフ(イ)の部分)

物件費は、施設の維持管理やサービス量の増大などにより平成17年度以降一貫して増え続けています。平成24年度は、中学校完全給食の全校実施や各種システム構築に伴う委託料の増などで、前年度比2億6,400万円・2.6%増の104億5,400万円となり、歳出全体に占める割合が16.3%と扶助費に次いで大きな割合を占めています。また、住民1人当たり決算額でも、都内類団、関東類団を上回っています。

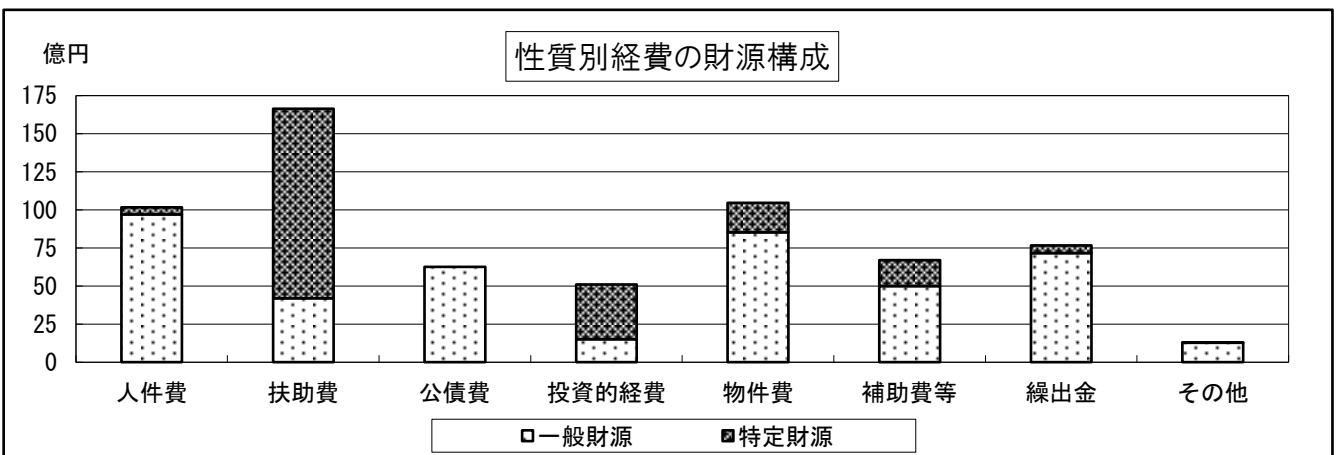


◎義務的経費が市税収入を上回っています

過去10年間の推移を見ると、義務的経費((ア)の部分)が徐々に拡大し、平成22年度には市税収入を上回りました。平成24年度も引き続き義務的経費が市税収入を上回り、その差はさらに広がっています。

◎性質別経費の財源構成

性質別経費の財源構成を見てみると、市税をはじめとする一般財源が、どの経費に多く使われているかがわかります。扶助費では多額の支出があるものの、負担割合に応じて国や都から特定財源を多額に得ているため、一般財源の占める割合が低いことがわかります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く使われている経費に着目することが効果的です。



7 経常収支比率

前年度比1.0ポイント増で財政の硬直化が進む

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することができず、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の比率を示した指標です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{分子：歳出}}{\text{分母：歳入} \text{ 経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債 (特例分)}} \times 100$$

◎経常収支比率が高いほど財政構造は硬直化しています

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に70～80%と言われてはいますが、現状では多くの団体で80%後半から90%台となっています。

(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
西 東 京 市	85.1	90.0	89.3	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8
人 件 費	29.4	32.9	30.3	29.7	30.7	29.3	28.7	25.5	25.7	24.3
扶 助 費	6.5	6.7	7.1	8.0	8.2	8.3	8.5	9.7	10.2	10.7
公 債 費	10.0	9.7	11.4	12.3	13.2	13.7	14.4	14.1	15.0	16.0
物 件 費	15.5	16.7	16.5	17.2	16.7	17.1	16.9	16.7	18.6	19.0
補 助 費 等	15.1	15.3	15.0	13.2	13.0	13.2	12.4	11.6	11.4	11.4
繰 出 金	7.6	7.8	8.2	8.5	9.7	9.8	9.5	8.9	9.2	9.7
そ の 他	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
都 内 類 似 団 体 平 均	88.0	88.8	87.7	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4
都 内 26 市 平 均	89.1	91.3	89.8	88.6	91.4	91.9	91.4	91.1	90.9	91.7
都 内 23 区 平 均	83.0	82.0	77.1	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8
類 似 団 体 平 均	88.6	92.1	88.9	88.8	90.9	90.6	91.3	90.1	90.7	90.3

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「投資及び出資金・貸付金」です。

※都内26市平均は東京都市町村普通会計決算の概要(東京都総務局)、都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

※類似団体平均は、平成23年度まではその年度の全国類似団体、平成24年度からは関東類似団体の加重平均値です。

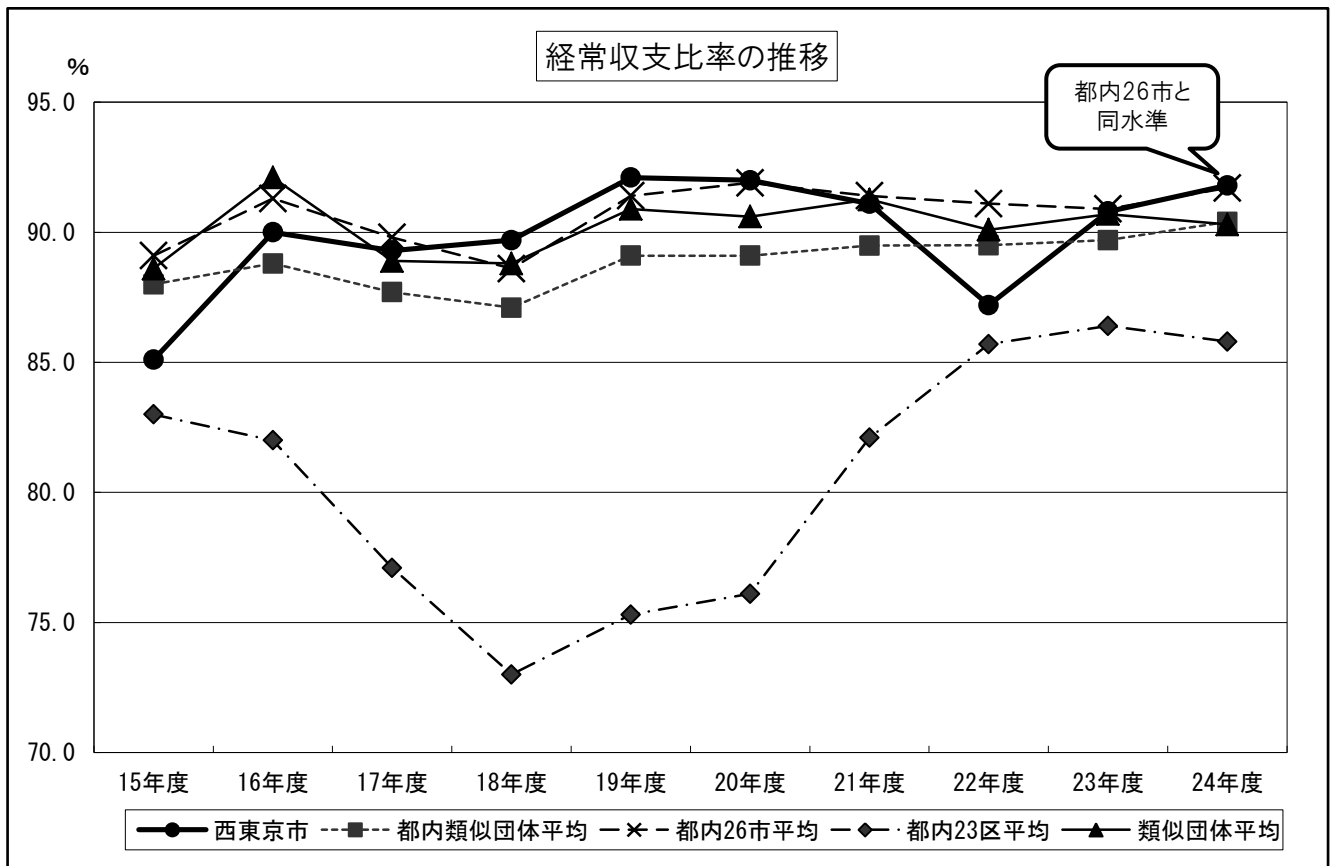
(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
分子：歳出 (経常経費充当一般財源)	30,308	31,045	30,885	32,170	32,870	32,898	32,795	33,859	35,603	35,813
分母：歳入 (経常一般財源+臨時財政対策債+減収補填債)	35,596	34,510	34,598	35,878	35,695	35,760	36,012	38,846	39,208	39,009

◎前年度比1.0ポイントの悪化で、財政構造の硬直化が進んでいる状況です

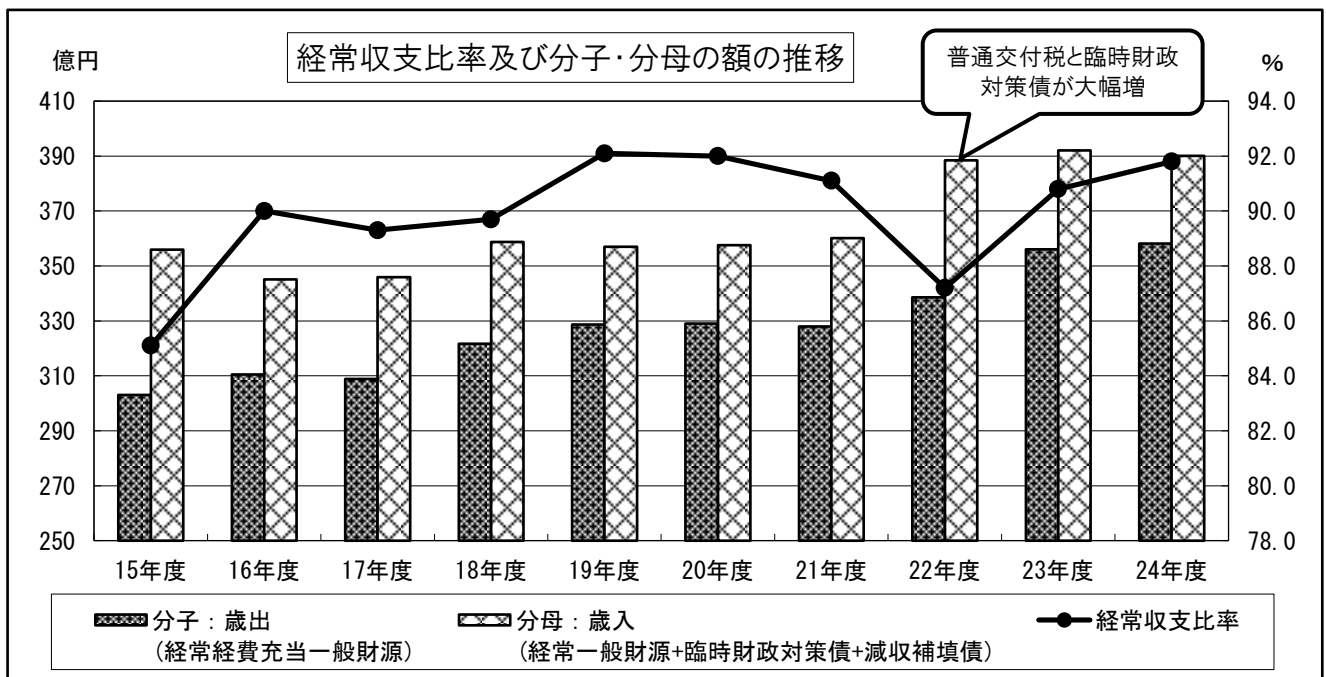
西東京市の平成24年度の経常収支比率は91.8%となり、前年度に比べて1.0ポイント悪化しました。これは、経常収支比率の分母が、基幹収入である市税は前年度を上回ったものの、普通交付税・地方特例交付金が減になったことから、前年度比1億9,900万円・0.5%の減となった一方で、分子が、義務的経費の増加に加え、中学校完全給食化に伴う物件費の増加などにより前年度比2億1,000万円・0.6%増加したことにより、引き続き義務的経費などの増加による財政構造の硬直化が進んでいる状況です。

都内類似団体との比較では、平均の90.4%を1.4ポイント上回る結果となりました。



◎性質別で見ると人件費が改善し、扶助費・公債費・物件費で悪化しました

上のグラフを見ると、西東京市の経常収支比率は普通交付税・臨時財政対策債の増により一時的に改善した平成22年度を境に増加傾向にあります。性質別経費ごとの経常収支比率では、人件費が前年度比1.4ポイント改善したものの、扶助費が同0.5ポイント、公債費が同1.0ポイント、物件費が同0.4ポイント悪化しており、これが全体の経常収支比率の悪化に大きく影響しています。経常収支比率を改善するためには、歳入面では市税などの自主財源の増収により分母を増やし、歳出面では義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の圧縮により分子が減少し、財政構造の柔軟性を増すことが必要です。さらに、物件費の増加という本市特有の状況を考えると、今後も引き続き公共施設の適正配置・有効活用を取組を進めることなどで、経費の圧縮を図る必要があります。



8 公債費

臨時財政対策債・減収補填債などの償還により 公債費は増加するものの公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子などの償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用です。原則として普通会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費や扶助費と同様に市の財政の都合などにより一方的に削減することができない費用(義務的経費)であるため、この金額が増加すると財政の硬直化を招くこととなります。

(単位:百万円、%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公債費合計 (一時借入金利子を除く)	4,765	4,919	5,294	5,496	5,885	6,247	6,726	6,924	6,441	6,565	6,053	5,492
元金償還額	3,902	4,096	4,498	4,709	5,089	5,489	6,023	6,228	5,801	5,982	5,547	5,055
元利別 利子支払額	863	823	796	787	795	758	703	696	640	583	507	437
減税補填債及び 臨時税収補填債	795	816	838	854	854	853	853	853	360	360	360	296
地方債区 別 減収補填債	—	—	—	12	14	147	146	144	142	140	138	137
臨時財政対策債	599	790	939	1,096	1,228	1,355	1,599	1,853	1,976	2,172	2,355	2,346
合併特例債	1,199	1,368	1,821	1,983	2,260	2,316	2,635	2,571	2,534	2,511	1,787	1,323
普通債	2,173	1,945	1,696	1,550	1,529	1,577	1,495	1,503	1,429	1,382	1,413	1,390
参考 交付税算入額	2,437	2,722	3,176	3,453	3,806	3,962	4,364	4,570	4,245	4,214	3,696	3,315
交付税算入額を 除いた公債費	2,328	2,197	2,118	2,043	2,079	2,285	2,363	2,355	2,195	2,351	2,357	2,177
公債費比率	7.3	6.8	6.3	6.3	6.2	6.8	7.3	7.1	6.6	7.1	7.0	6.3

※平成19年度から平成24年度までは決算額、平成25年度は9月補正予算額、平成26年度以降は総合計画(実施計画)などから推計しています(平成28年度以降の市債の発行は見込んでいません)。

◎公債費は前年度より3億6,200万円増になりました

平成24年度の公債費(一時借入金利子を除く)は、前年度比3億6,200万円・6.2%増の62億4,700万円となりました。これは、平成20年度に借入れた臨時財政対策債、平成21年度に借り入れた減収補填債の元金償還が開始されたことが大きな要因です。

◎公債費に対する交付税算入額が多いのが特徴です

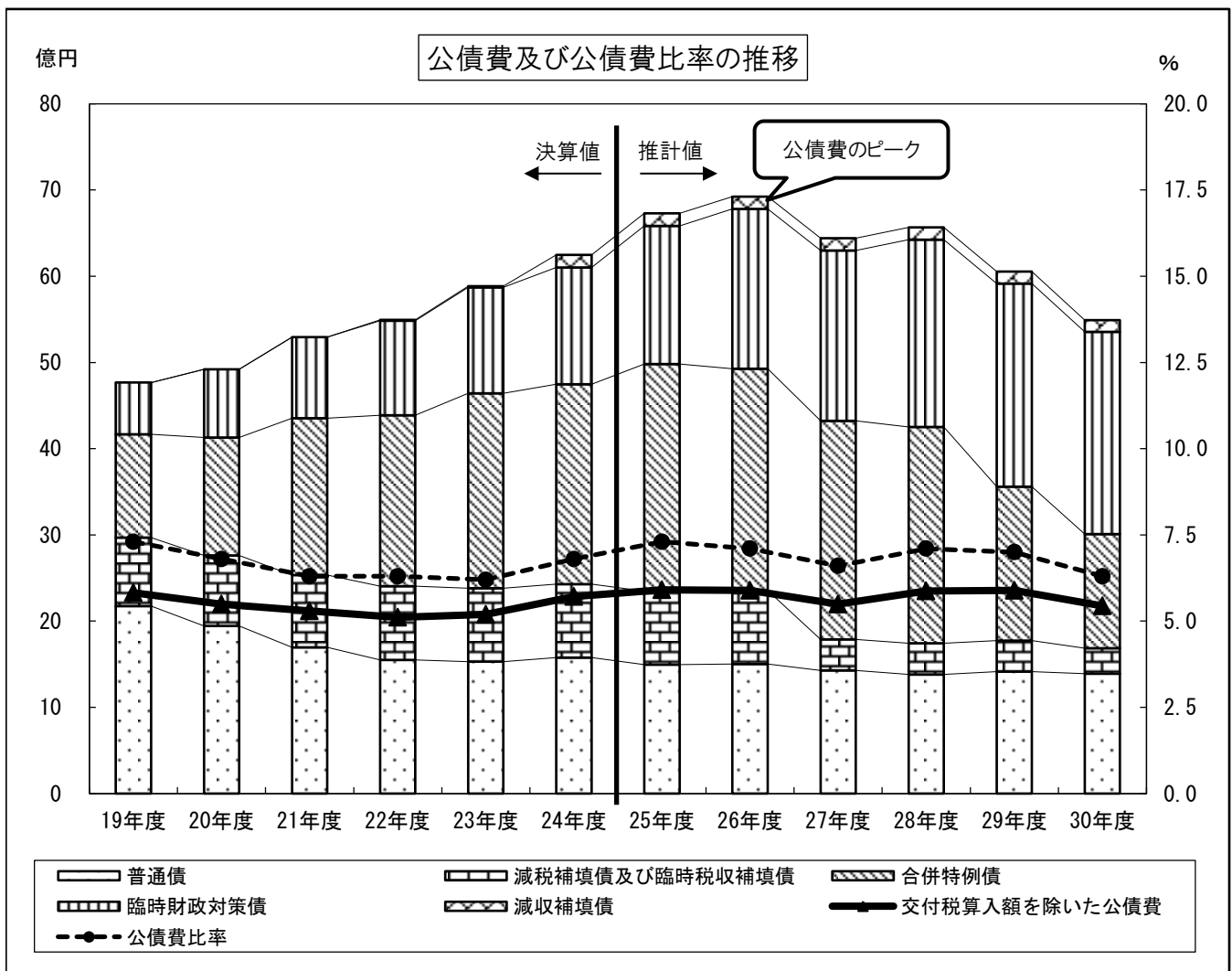
西東京市では、合併以降、新市建設計画に基づく社会資本の整備については、合併特例債を活用してきました。また、一般財源を確保する目的で、普通交付税の代替である臨時財政対策債を活用してきたため、公債費全体の額は年々増加してきました。しかし、市債の償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、これらを除いた公債費はピーク時でも24億円程度と見込んでいます。

<平成24年度における類似団体との比較>

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	関東類似 団体平均
住民1人当たり 元利償還額	31.6	22.5	23.9
交付税算入額を除いた 住民1人当たり元利償還額	11.6	9.8	10.5
公債費比率	6.8	5.7	6.9

類似団体と比較すると、住民1人当たり元利償還額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を大きく上回っていますが、合併特例債などの交付税算入率の高い市債を利用しているため、交付税算入額を除いた住民1人当たり元利償還額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均に近づいています。



◎公債費のピークは平成26年度で、70億円は下回る見込みです

西東京市においては、最新の試算により、公債費のピークを平成26年度の69億2,400万円と推計しています。これまでの推計では70億円を超える見込みでしたが、借入実績により70億円は下回る規模となる見込みです。

◎公債費比率は引き続き適正な水準で推移します

公債費比率は、公債費に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を言い、おおむね10%以下が適正な水準と言われています。平成24年度の公債費比率は6.8%で、平成26年度まで公債費は増加していきますが、基準財政需要額に算入される公債費も増加するため、それを除いて計算される公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。

～ちょっとブレイク～

◎市はなぜ借金をするの？

市が借金をする目的には、事業の財源を確保すること以外に、道路や公共施設など将来の世代も利用するものについて、現在の利用者だけでなく、将来の利用者にも負担してもらうことで、「世代間の負担の公平化」を図るという目的があります。

市が市債という形で返済期間が1年以上にわたる借入れをすれば、必ず公債費という形で借金の返済をすることになりますが、この公債費はその年の税金を財源としていますので、道路や公共施設の建設時に市に住んでいなかった場合でも、その後市の住民となり市税を納めることによって、利用する施設にかかった経費を間接的に負担していることとなります。

このような側面から、自治体の財政力にかかわらず、どの自治体でも多かれ少なかれ市債の借入れを行っているのが現状です。



9 市債

借入額に占める臨時財政対策債の割合が増加 市債残高は減少に転じる

市債とは、地方債のうち市が発行するもので、複数年度にわたって償還(返済)するものを言い、いわゆる「借金」のことです。大別すると、公園、都市計画道路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補填する建設地方債と、国策により生じた財源不足を補填する地方債の2種類があります。

(単位:百万円、%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市債借入額	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	5,645	2,054	1,659
地方債 区分別	減税補填債及び 臨時税収補填債	401	412	433	323								
	減収補填債						1,068						
	臨時財政 対策債	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,046	3,573	3,663	—	—
	合併特例債	2,231	2,027	1,785	3,097	969	2,063	808	2,867	118	—	—	—
	普通債	268	323	290	519	401	842	1,834	1,805	2,198	1,475	1,957	2,054
参考	交付税算入 見込額	5,685	4,534	3,759	4,455	2,460	3,113	3,956	6,053	3,655	3,663	3,688	
	交付税算入見込額を 除いた市債借入額	937	931	826	1,448	691	1,461	2,343	2,665	2,234	1,475	1,957	2,054
起債制限比率	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.5	6.2	6.0	6.2	6.5	6.7	6.6
実質公債費比率	—	—	10.1	9.7	4.1	3.7	2.9	2.2	1.2	0.6	0.4	0.3	0.6

※平成15年度から平成24年度までは決算額、平成25年度は9月補正予算額、平成26年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。

※平成23年度の合併特例債借入額は、平成22年度からの繰越分です。

※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減税補填債及び臨時税収補填債借入額の全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

※平成19年度より実質公債費比率の算定にあたり、都市計画税の取扱いが変わり、都市計画税充当可能額を控除する方式に変更となりました。

◎市債借入額は前年度より7億5,100万円減となりました

平成24年度の市債借入額は、51億3,800万円となり、前年度比7億5,100万円・12.8%減となりました。借入額のうち、臨時財政対策債は前年度比9,000万円・2.5%増の36億6,300万円となり、臨時財政対策債だけで借入額全体の71.3%を占めています。

◎市債借入額に対する交付税算入額が多いのが特徴です

臨時財政対策債の償還に当たっては、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、平成24年度の交付税算入額を除いた市債借入額は15億円程度と見込んでいます。

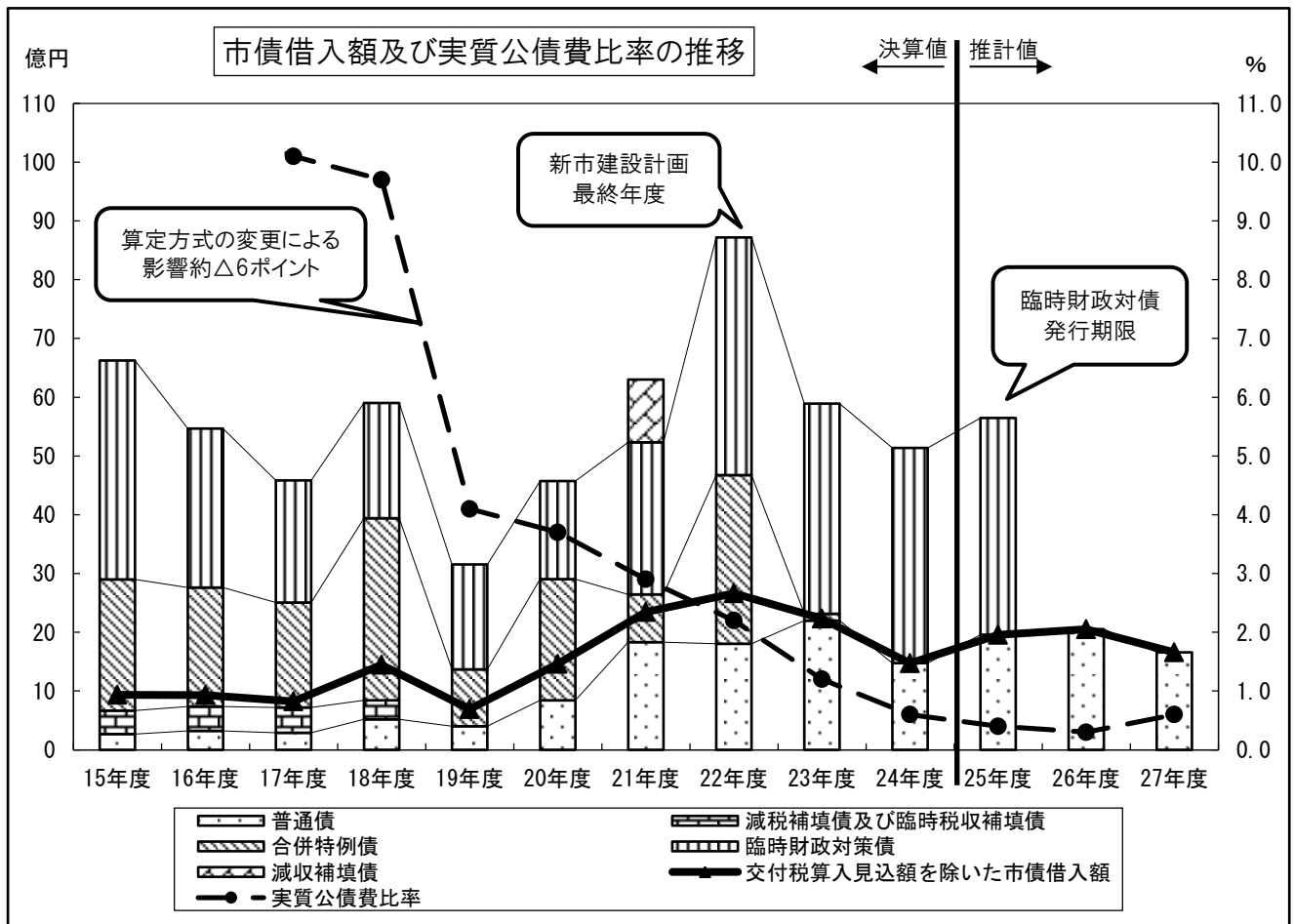


<平成24年度における類似団体との比較>

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	関東類似 団体平均
住民1人当たり 市債借入額	26.0	21.1	22.6
交付税算入見込額を 除いた住民1人当たり 市債借入額	7.5	12.4	12.7
実質公債費比率	0.6	1.8	4.2

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債借入額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を上回る数値を示していますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債借入額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を大きく下回っています。また、実質公債費比率は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回っています。



◎市債の借入額や内容は年度ごとに違ってきます

市債借入額の推移を見ると、事業の進捗に合わせて借入れを行っていることから、借入総額やその内訳は年々異なっていることがわかります。平成23年度以降は、新市建設計画の終了に伴い、合併特例債はその役割を終え、臨時財政対策債が大きな割合を占めていますが、現行では平成25年度までの時限的な制度となっています。

◎実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています

平成24年度の実質公債費比率は0.6%となっており、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています(P41「財政健全化法」を参照)。

～ちょっとブレイク～

◎市債って何に使っているの？

平成24年度に市債を利用した主な事業の事業費と借入額を紹介します。(事業費、借入額)

- 子育て支援：ひがしふしみ保育園の改修(4,214万円、970万円)
- 学校教育：保谷中学校普通教室内等のアスベスト撤去(3,990万円、3,790万円)
- 小中学校空調設備の整備(3億4,061万円、1億2,940万円)
- 公園整備：ひばりが丘北三丁目第1公園の整備(7,003万円、6,080万円)
- 道路整備：武蔵関第5号踏切道の拡幅(3,199万円、280万円)
- 市道107・1235号線の整備(2,697万円、1,390万円)
- 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連の周辺道路整備(5億8,007万円、9,200万円)
- 都市計画道路3・4・11号線の整備(3億8,357万円、1億8,240万円)
- 都市計画道路3・4・13号線の整備(1億1,541万円、5,920万円)
- 都市計画道路3・4・15号線の整備(4,036万円、2,640万円)
- 都市計画道路3・4・21号線の整備(16億7,466万円、6億9,690万円)
- 都市計画道路3・5・10号線の整備(1億1,113万円、9,470万円)
- 防災対策：保育園の耐震補強(6,484万円、5,220万円)



(単位:百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
普通会計市債残高	44,045	47,096	48,558	50,906	50,155	50,633	52,435	56,444	57,243	56,893	56,515	52,341	48,198	
地方債区分別	減税補填債及び臨時税収補填債	8,822	8,857	8,662	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605	3,811	3,007	2,194	1,865
	減収補填債						1,068	1,068	1,068	934	801	667	534	
	臨時財政対策債	6,231	8,934	10,969	12,795	14,174	15,267	17,151	20,359	22,994	25,602	27,994	26,479	24,821
	合併特例債	11,049	13,047	14,417	16,774	16,817	17,785	17,046	18,190	16,303	14,214	11,774	9,362	6,951
	普通債	17,943	16,259	14,511	13,014	11,531	10,666	11,006	11,438	12,273	12,332	12,938	13,638	14,027
参考	交付税算入見込額	22,787	26,924	29,722	32,860	33,580	34,631	36,048	39,282	39,812	40,063	39,844	35,727	31,953
	交付税算入見込額を除いた市債残高	21,258	20,173	18,836	18,046	16,576	16,002	16,386	17,162	17,431	16,830	16,671	16,613	16,246
下水道事業会計市債残高	24,593	23,004	21,466	19,923	18,231	16,496	15,122	13,676	12,182	11,177	10,467	10,338	9,291	
駐車場事業会計市債残高	539	502	463	423	381	336	290	242	192	140	85	28	14	
再開発事業会計市債残高		27	139	184	253	69								
介護サービス事業会計市債残高	201	189	177	164	151	137	124	109	95	80	65	49	39	
市債残高合計	69,379	70,819	70,804	71,600	69,171	67,672	67,970	70,472	69,712	68,290	67,132	62,756	57,543	

※平成15年度から平成24年度までは決算額、平成25年度は9月補正予算額、平成26年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。

※特定資金公共事業債は地方債残高から除いています。

※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減税補填債及び臨時税収補填債借入額の全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

◎普通会計市債残高は前年度より3億5,000万円減となりました

平成24年度末の普通会計市債残高は、前年度比3億5,000万円・0.6%減の568億9,300万円となりました。また、公営企業会計も含めた市債残高は、前年度比14億2,200万円・2.0%減の682億9,000万円となりました。普通会計市債残高の内訳をしてみると、合併特例債が前年度比20億8900万円・12.8%減の142億1,400万円、臨時財政対策債が前年度比26億800万円・11.3%増の256億200万円、これらに減税補填債及び臨時税収補填債、減収補填債を合わせると445億6,100万円となり、市債残高全体の78.3%を占めています。

◎普通会計市債残高に対する交付税算入見込額が多いのが特徴です

市債の償還に当たっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、平成24年度の交付税算入見込額を除いた普通会計市債残高は、168億円程度と見込んでいます。

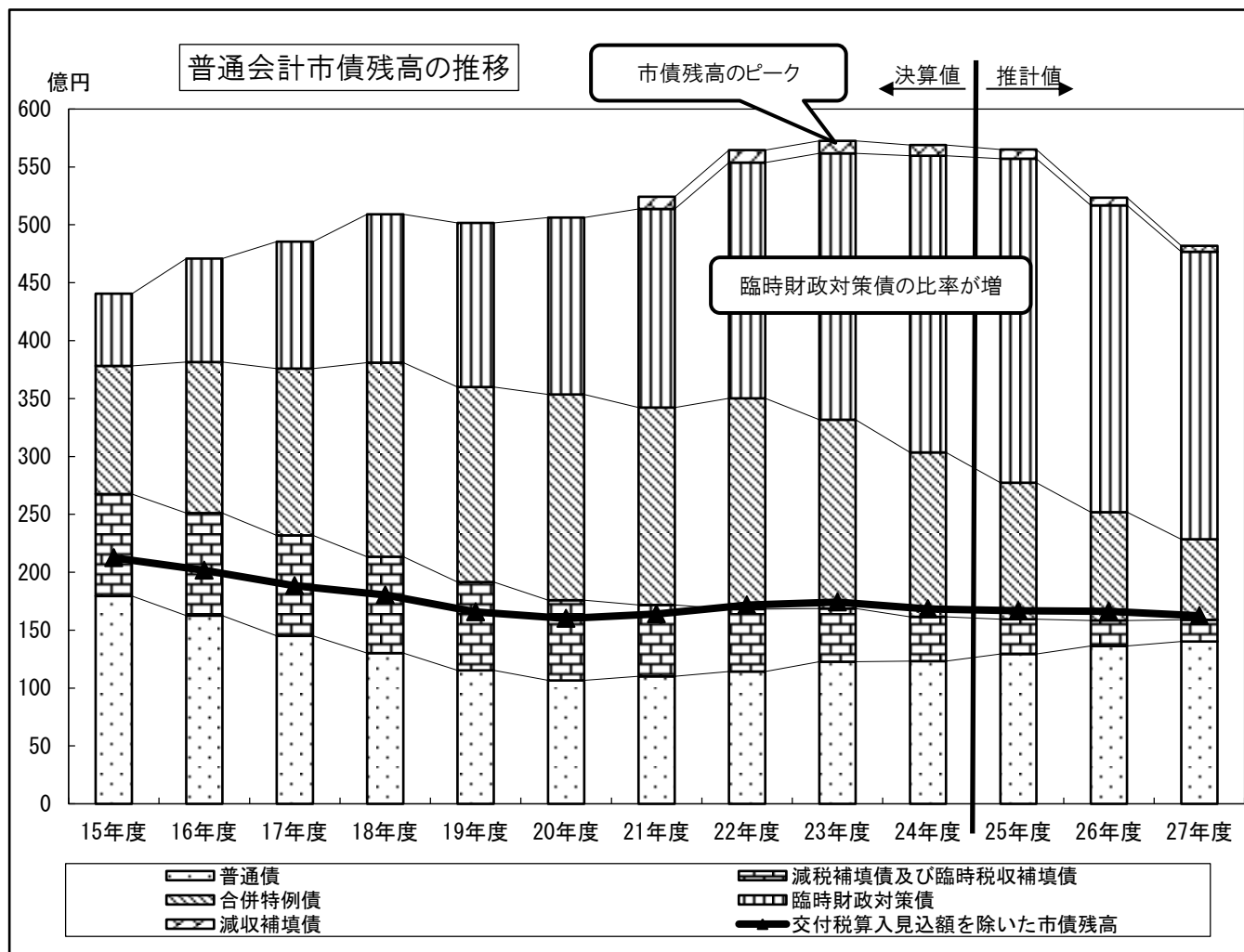
<平成24年度における類似団体との比較>

(単位:千円)

	西東京市	都内類似団体平均	関東類似団体平均
住民1人当たり普通会計市債残高	288.1	206.6	215.1
交付税算入見込額を除いた住民1人当たり普通会計市債残高	85.2	123.0	116.7

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債残高は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を上回る数値を示していますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債残高の推計値を見ると、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回ると見込んでいます。





◎普通会計市債残高は減少に転じました

普通会計市債残高の推移を見ると、平成24年度から5年ぶりに減少に転じ、引き続き減少していくと見込んでいます。地方債区分別では、合併特例債は、新市建設計画が終了したことに伴い、平成23年度から減少に転じ、市債残高に占める割合も減少していきます。一方、臨時財政対策債は、現行制度上発行が可能な平成25年度まで、その残高は年々増加し、平成26年度には市債残高に占める割合が50%を超える見込みです。

～ちょっとブレイク～

◎債務償還能力を測るいろいろな考え方

一般家庭ではローンの返済期間が重要な問題になりますが、西東京市は、その債務を何年間で返済可能なのでしょうか。その考え方の一つとして、財政白書では、関西学院大学教授の小西砂千夫氏が提唱した債務償還可能年限を用いて試算してきました。この場合、財政健全化法に基づく将来負担比率算定の手法を用いているのが特徴です。

一方、財務省や総務省では、地方公共団体の財務状況を把握・分析する目的で、債務償還能力を表す指標の一つとして債務償還可能年数を用いています。どちらの場合も、一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを記録したキャッシュフロー計算書を活用しているのが特徴ですが、財務省と総務省でキャッシュフロー自体の基準が異なるため、算出される年数や指標の目安が異なります。

西東京市では今後、財政状況を測る指標の一つとして、債務償還可能年数の活用を考えていますが、地方財政状況調査の数値が基になっている財務省方式、総務省方式のどちらの方式を採用すべきか、また目標数値の設定をどうするかなどについて検討を行っています。



10 基金

財政調整基金の残高は引き続き40億円程度を確保

基金は、一般家庭(家計)に例えると、収入減や病気など不測の事態に備えるためや、家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」に当たるものです。

<各年度末現在高>

(単位:百万円、%)

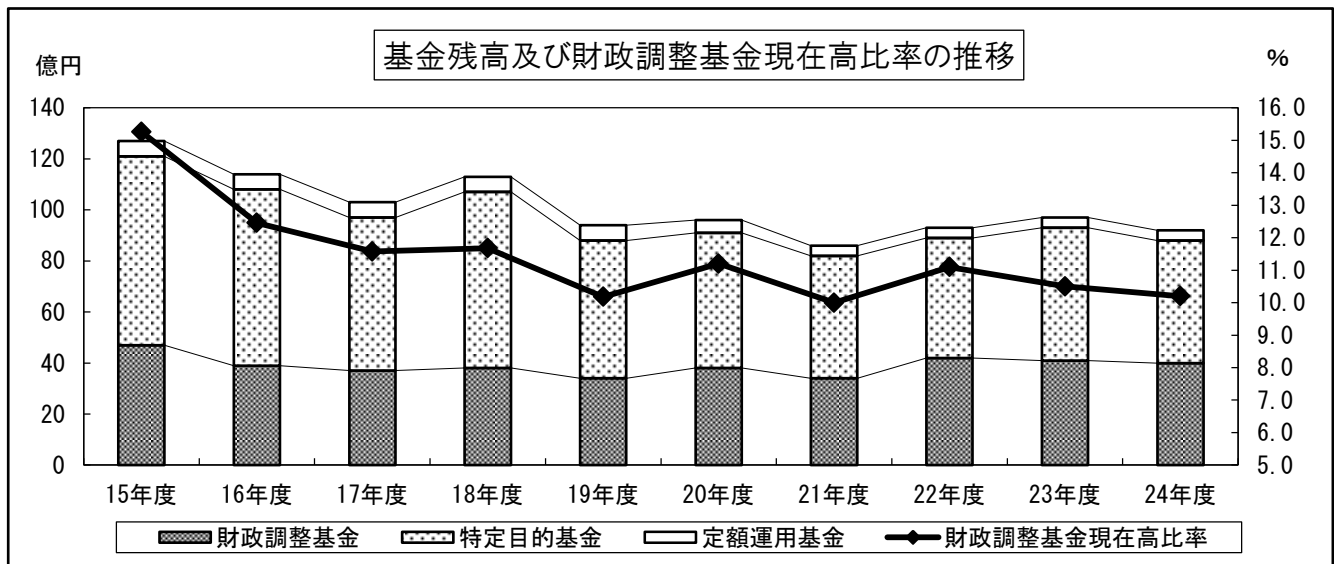
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		目 的 等		
		積立額	取崩額	3,973											
積立基金	財政調整基金	4,711	3,884	3,686	3,843	3,409	3,794	3,387	4,163	4,055	622	704	3,973	年度間の財源調整機能	
	職員退職手当基金	2,199	1,935	1,864	1,833	1,125	878	589	488	200	0		200	職員の退職手当の支払い	
	まちづくり整備基金	3,656	3,337	2,891	4,000	3,294	3,014	3,048	2,673	3,453	165	673	2,945	公共施設の整備及び事業の推進	
	振興基金	87	85	81	77	72	65	56	41	32	0	3	28	市民の連帯の強化及び地域振興	
	文化芸術振興基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104		104	文化芸術の振興	
	地域福祉基金	616	661	510	573	526	552	481	489	578	113	100	591	総合的な地域福祉の推進	
	みどり基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	481	10		491	緑化事業の推進
	罹災救助基金	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	0		9	罹災救助
	奨学金基金	—	—	—	—	—	100	100	100	100	100	0		100	奨学金支給
	スポーツ振興基金	—	—	—	—	—	—	91	98	101	101	5	10	96	スポーツの振興
	中小企業従業員退職金等共済基金	86	70	86	101	176	219	284	271	261	3	62	202	中小企業従業員退職金等共済事業の資金	
	不況対策基金	10	11	7	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	不況対策の推進(平成19年度に廃止)
	保谷駅南口市街地開発事業基金	762	762	513	264	160	419	109	551	0	—	—	—	保谷駅南口市街地開発事業の資金確保(平成23年度に廃止)	
小 計	7,423	6,867	5,960	6,857	5,362	5,255	4,768	4,719	5,214	401	848	4,767			
積立基金合計	12,134	10,751	9,646	10,700	8,771	9,049	8,155	8,882	9,269	1,023	1,552	8,740			
定額運用基金	618	618	612	612	613	514	430	430	430	0		430			
合 計	12,752	11,369	10,258	11,312	9,384	9,563	8,585	9,312	9,699	1,023	1,552	9,170			
財政調整基金現在高比率	15.3	12.5	11.6	11.7	10.2	11.2	10.0	11.1	10.5	—	—	10.2			

※定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より、スポーツ振興基金は平成21年4月1日より特定目的基金に移行しました。



◎基金残高は前年度より5億2,900万円減となりました

平成24年度末の積立基金の基金残高は、前年度末から5億2,900万円減の87億4,000万円、定額運用基金の基金残高は、前年度同額の4億3,000万円となり、基金全体では5億2,900万円減の91億7,000万円となりました。また、文化芸術に関する活動を推進し、文化芸術の振興を図るため、新たに文化芸術振興基金を創設しました。



◎財政調整基金の取崩を留保し、40億円程度の基金残高を確保しました

財政調整基金は、年度間の財源調整のための貴重な基金で、「西東京市地域経営戦略プラン2010」においては、財政調整基金現在高比率を10%程度で維持することを目標としています。

平成24年度は、補正予算を合わせて、17億3,300万円の取崩しを予算計上しましたが、目標を踏まえた財政運営に努めた結果、10億2,900万円の取崩しを留保し、決算では40億円程度の基金残高を確保しました。

現段階において、財政調整基金現在高比率は目標値を達成していますが、今後も、総合計画に基づく事業の実施に伴い、基金の多額な取崩しが予定されています。安定した市政運営を行うためには、引き続き財政調整基金残高に充分注意を払っていかねばなりません。

<平成24年度における、類似団体との比較>

(単位:千円、%)

		西東京市	都内類似団体平均	関東類似団体平均
当 住 民 1 人 当 た り 残 高	財政調整基金	20.1	19.1	21.8
	特定目的基金	24.1	31.1	23.5
	定額運用基金	2.2	7.2	7.1
	合計	46.4	57.4	52.4
財政調整基金現在高比率		10.2	10.3	12.1

住民1人当たり財政調整基金残高は、関東類似団体平均を下回っていますが、都内類似団体平均は上回っています。一方で、特定目的基金については、公共施設整備や道路整備事業などの進捗に伴い、まちづくり整備基金を取り崩してきたことなどから、住民1人当たり特定目的基金残高は都内類似団体平均を下回っていますが、関東類似団体平均はやや上回っています。

～ちょっとブレイク～

◎貯金はいくらあればいいの??

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにもゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えますが、はたしてそうなのでしょうか？

基金は、安定的な市民サービスを行うための財源として設けているため、貯蓄を増やすことだけに専念して、日々の市民サービスがおろそかになってはなりません。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さず、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

また、財政調整基金のようにどの自治体も設置している基金で、使い道が定められていないものがある一方で、特定目的基金と定額運用基金は、共に使い道が定められており、各自治体の政策により基金の目的が異なる場合があるため、自治体間でその多寡を単純に比較しにくい性格を持ち合わせています。

つまり、全体的な基金残高の増減が即「財政状況が豊かである」あるいは「財政状況が苦しい」ことを意味するとは限らないのです。どのような理由で、どの基金が増減したのかについても、着目する必要があります。



11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

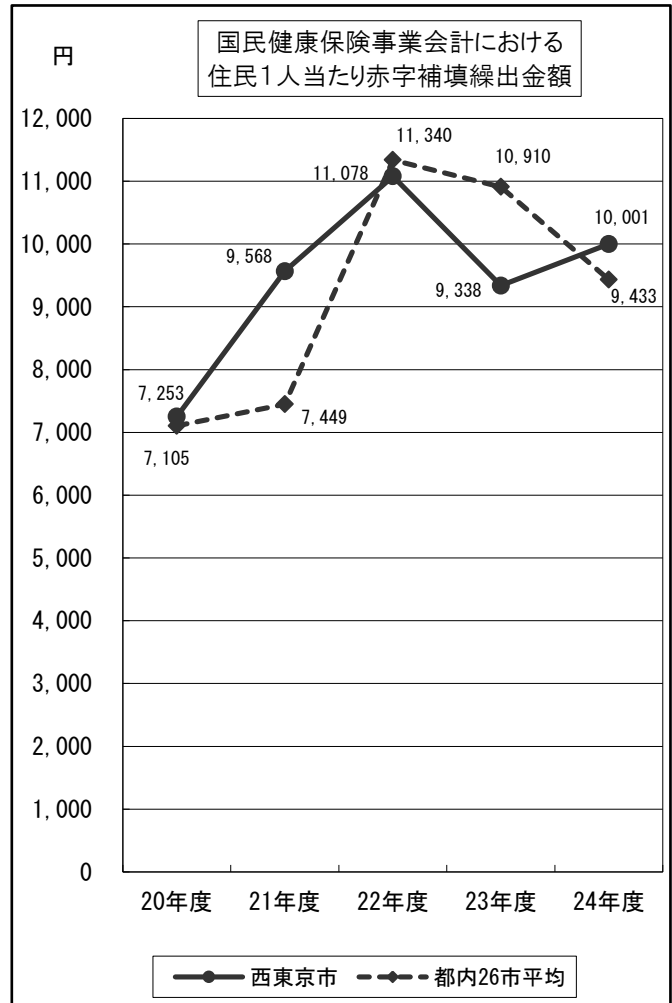
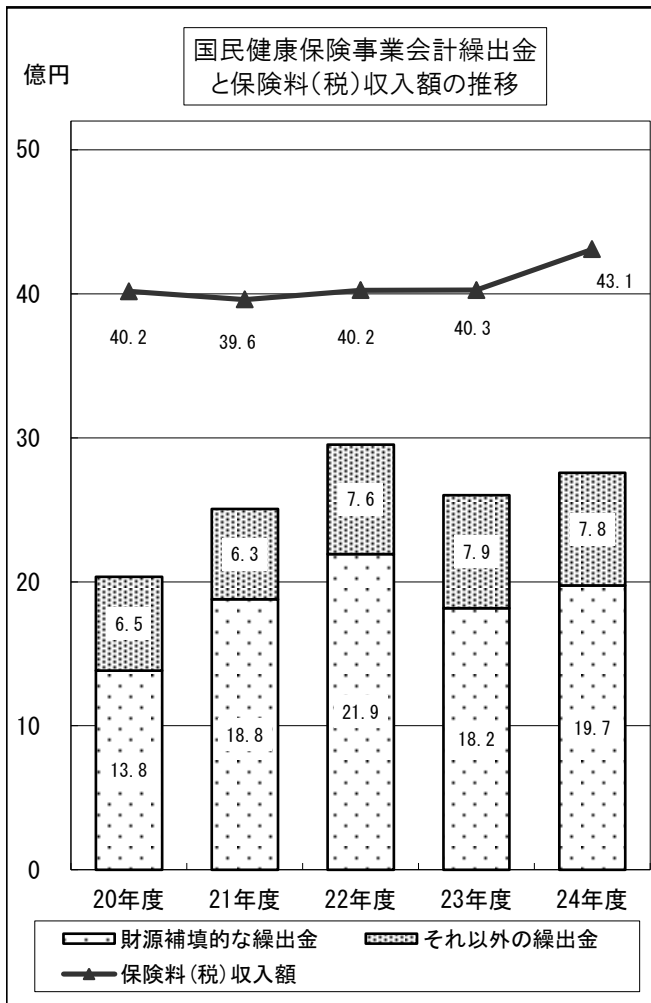
公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です(特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります)。平成24年度において、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業などが該当しました。

◎独立採算制の原則に反する多額の財源補填が問題となっています

公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るのが原則です。しかし、実際には国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、財源補填を行っています。繰出金には、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補填するものと、財源不足を補填するものがあります。本市では、この財源不足を補填するための繰出金が多いことが問題となっています。

◎国民健康保険事業会計の住民1人当たりの財源補填的な繰出金額が増加しました

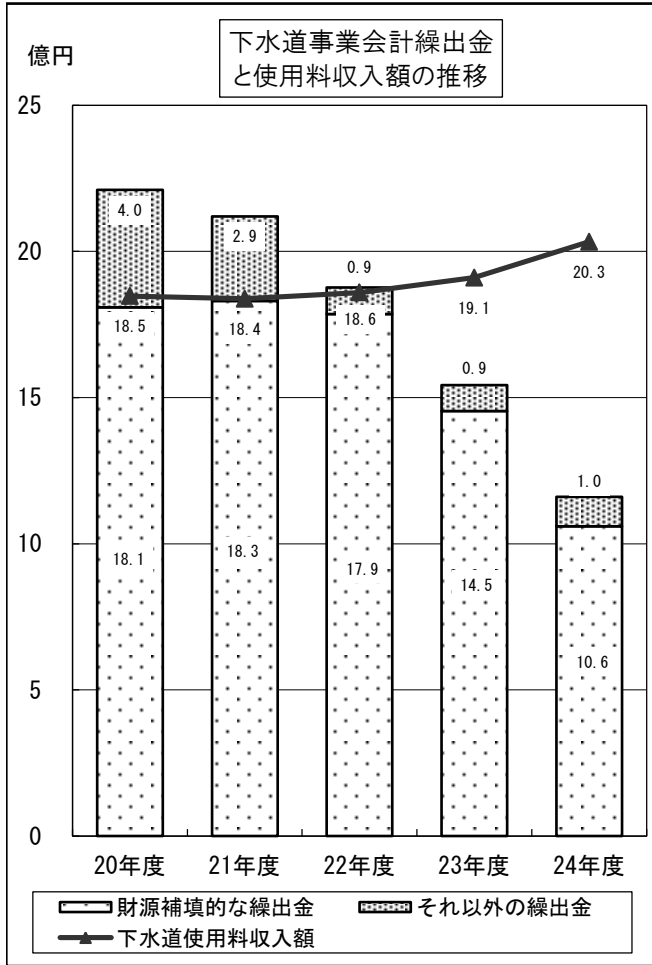
平成24年度における国民健康保険事業会計の被保険者1人当たりの保険料は、保険料改定を実施してきた効果により、85,672円となり、都内26市中6番目に高く、都内26市平均80,368円を上回りました。しかし、住民1人当たりの財源補填的な繰出金額も、前年度比663円・7.1%増の10,001円となり、都内26市平均9,433円を上回りました。



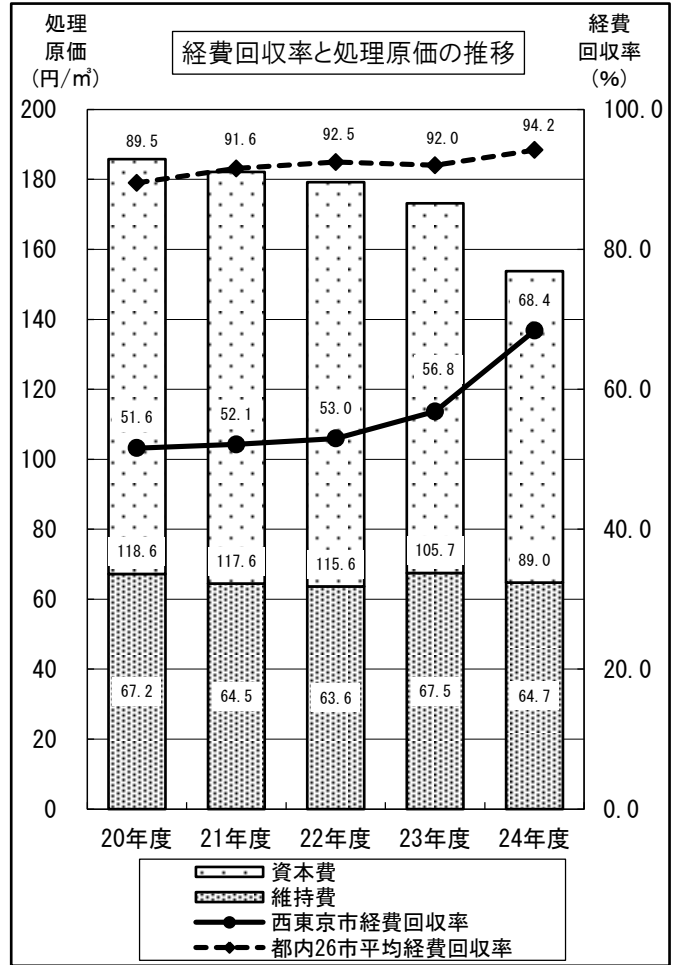
※各数値は地方財政状況調査より作成しています。

◎下水道事業会計の使用料単価、経費回収率が改善しました

平成24年度における下水道事業会計は、平成23年10月1日から使用料改定を実施した効果及び公債費の減少により、使用料単価が前年度比6.8円・6.9%増の105.2円/m³となり、都内26市中8番目と徐々に改善してきていますが、依然都内26市平均114.9円/m³を下回っています。また、経費回収率は前年度比11.6ポイント増の68.4%となりましたが、処理原価のうち資本費(施設整備のために借入れた地方債に係る公債費など)が高く、使用料単価が低い状況であるため、経費回収率は都内26市中2番目に低く、普通会計からの多額の繰出金が必要となっています。



※各数値は公営企業決算統計より作成しています。



※経費回収率: 汚水処理費100円当たりの使用料収入割合
 ※維持費: ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など
 ※資本費: 施設整備費や元金償還金など

～ちょっとブレイク～

◎公債費負担軽減の取組をしました！

行財政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還を利用して、過去に高金利で借り入れた市債を、低金利債へ借り換えるなどしました。

◆普通会計実績

平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「財政健全化計画」を策定し、この計画に基づき行財政改革の取組を着実に実施することを条件に、利率6%以上の高金利の借入金7,200万円について、平成20年度までの間に補償金の免除を受けて繰上償還を行いました。その結果、利子負担が総額で300万円程度軽減されました。なお、計画最終年度にあたる平成23年度に、計画の達成状況について、国より「国・都道府県等による影響、急激な景気悪化等による影響などやむを得ない事情によるものを除き、計画目標を達成」したとの判定をもらいました。

◆下水道事業会計

平成19年度から平成26年度までを計画期間とする「公営企業経営健全化計画」を策定し、この計画に基づき行財政改革の取組を着実に実施することを条件に、利率5%以上の高金利の借入金91億3,400万円について、平成22年度までの間に補償金の免除を受けて繰上償還を行いました。その結果、利子負担が総額で19億4,300万円程度軽減されました。なお、平成19年度から平成23年度までの計画については、計画最終年度にあたる平成23年度に、計画の達成状況について、国より「すべての項目で、計画目標を達成」したとの判定をもらいました。平成24年度から平成26年度までの計画についても、これを着実に実施し、引き続き下水道事業特別会計の健全化に取り組んでいきます。

【平成24年度決算にみる実質経常収支比率への影響】

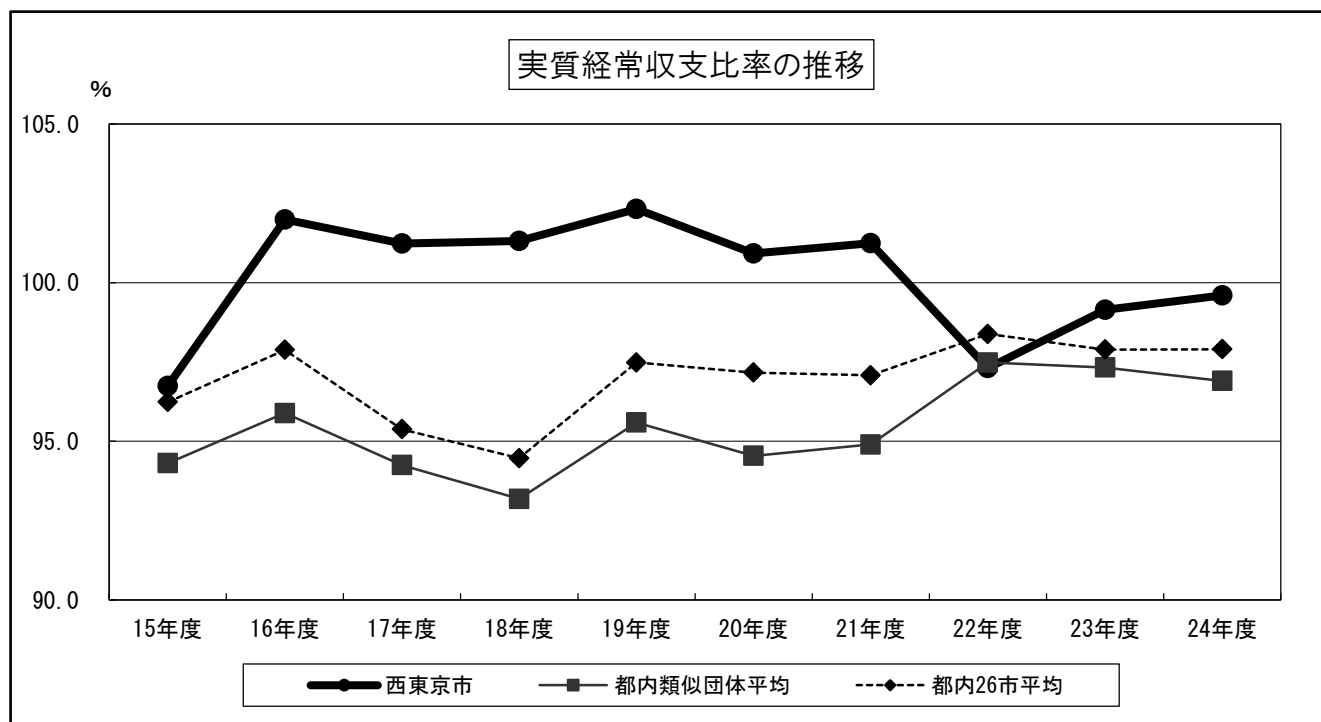
前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の財源補填が行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の財源補填は継続しています。この経費については、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。

◎実質経常収支比率は前年度比0.5ポイント増となりました

これらの財源補填的な繰出金を経常収支比率に加算して実質経常収支比率を算出したものが下表です。平成16年度以降、実質経常収支比率は、連続して100%を超過してきましたが、平成22年度には、普通交付税や臨時財政対策債が増加した影響で、100%を下回る97.3%となりました。平成24年度は、前年度比0.5ポイント増の99.6%となりましたが、下水道事業会計において使用料改定を実施した効果及び公債費の減少により、平成22年度、平成23年度に引き続き100%を下回る結果となりました。また、経常収支比率と実質経常収支比率の差は7.8ポイントとなり、平成23年度の8.3ポイントから0.5ポイント改善が図られました。しかし、その差は、都内類似団体平均、都内26市平均に比べ、依然として大きなものになっています。

◎引き続き公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けた取組が不可欠です

経常収支比率と実質経常収支比率の差が大きいことから、国民健康保険事業会計、下水道事業会計への財源補填が、西東京市の財政を圧迫していることが分かります。したがって、引き続き、国民健康保険料、下水道使用料の見直し、維持管理経費の効率化など、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けた更なる取組が不可欠です。



(単位:%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
西東京市	96.7	102.0	101.2	101.3	102.3	100.9	101.2	97.3	99.1	99.6
都内類似団体平均	94.3	95.9	94.2	93.2	95.6	94.5	94.9	97.5	97.3	96.9
(参考)都内26市平均	96.2	97.9	95.4	94.5	97.5	97.2	97.1	98.4	97.9	97.9

※都内類似団体平均値及び都内26市平均値は、各市から提出された数値などに基づき、本市が独自に試算したものです。

～ちょっとブレイク～

◎「受益者負担」ってなに？

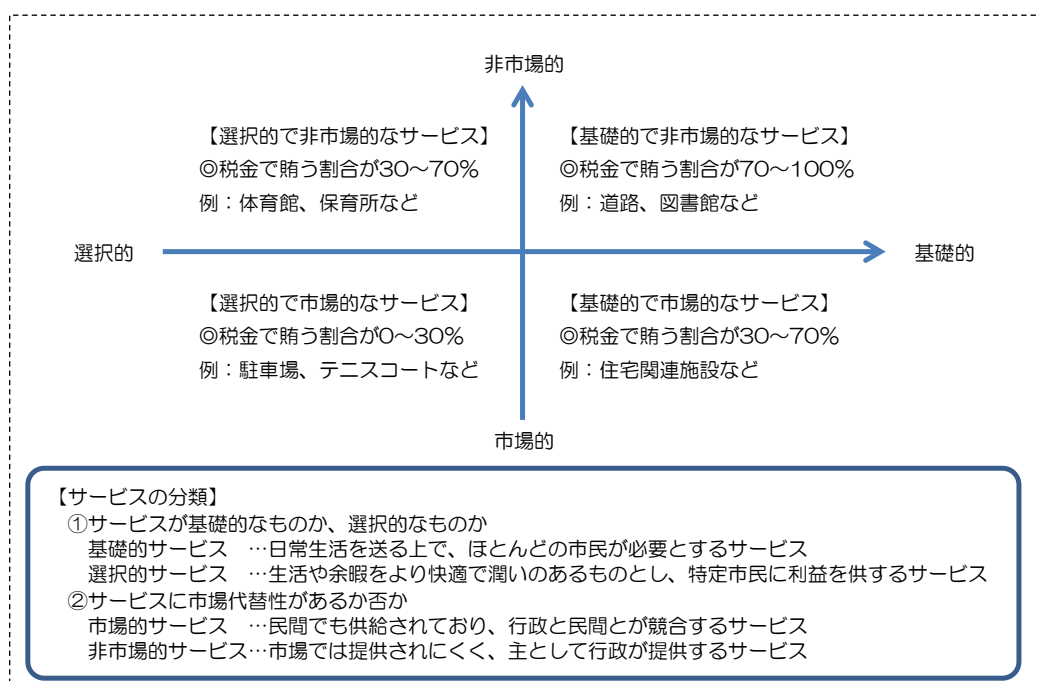
市役所が提供している様々なサービスは、その大部分をみなさんに納めていただいている税金で賄っています。そのため、サービスの多くは、無料で受けることができますが、なかには、税金とは別に料金が必要なものもあります。なぜでしょう？

サービスには、例えば、道路など日常生活に誰もが必要で、そのうえ、民間企業では提供されにくいサービスもあれば、逆に、駐車場やテニスコートの運営などのように、利用する人とそうでない人との差が大きく、また、民間企業でも同じようなサービスを提供しているものまで幅広くあります。後者のようなサービスもまちづくりには必要なサービスですが、それをすべて税金で賄うには、利用する人とそうでない人との間で不公平が生じることになります。また、無料という意識から、必要以上にサービスの量が増えて、それを支えるために、必要な税金も多大になり、その結果、税金の負担が増えたり、ほかのサービスの提供に支障をきたしたりということにもつながっていきます。



そこで、多くの自治体では、特定のサービス利用に税負担とは別の料金を設定しています。これを「受益者負担」と呼んでいます。

それでは、どのようなサービスを有料にして、そして、料金をいくらぐらいにするかを考えていると思いますか？西東京市では、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を定めて、次のような考えに基づいて、「税金で負担する割合と料金で負担する割合(受益者負担の割合)」を設定しています。



12 行財政改革の取組

地域経営戦略プラン2010に基づき 自立した行財政基盤の確立を目指します

【今後の財政見通し】

これまで西東京市は、人件費の抑制をはじめとする歳出経費の削減、国や都の補助金・交付金や合併特例債、地方交付税の特例措置といった歳入面での財政支援など、合併に伴う財政効果を活用しながら、行財政運営を行ってきました。しかし、時限的な財政支援はほぼ終了し、平成23年度からは地方交付税(普通交付税)の特例措置のみとなり、その普通交付税の合併算定替措置についても、平成23年度から段階的に縮減され、平成28年度以降は通常の取扱いとなります。

また、歳入面では、依然として所得・雇用環境などが低迷していることを考えると、基幹的収入である市税において、引き続き300億円台を確保できるかどうかは、決して楽観視できる状況にはありません。

歳出面では、年々増加する扶助費、公債費などの義務的経費が市財政の硬直化の一因になっており、特に公債費についてはピークと見込まれる平成26年度に70億円近くまで増加する見込みです。この他にも、合併特例債の活用により整備を進めてきた各種公共施設の維持管理経費や、市全域のバランスを考慮した公共施設の適正配置・有効活用の課題、また、権限移譲の拡大などの新たな行政需要への対応といった課題も残っています。

市の財政状況については、今後も更に厳しい状況が続くものと思われ、行財政改革への一層の取組が求められています。

【「重点課題」と第4次行財政改革大綱の策定】

西東京市では、平成25年3月に「第3次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン2010)」の中間見直しを行い、重点課題として引き続き「施策評価制度の効果的運用」、「公共施設の適正配置・有効活用」、「人件費の抑制」、「特別会計の健全化」、「徴収体制強化の検討」、「事務委託化等の推進」を位置づけ、行財政改革に取り組んでいるところです。

特に、合併以来の最大の積み残し課題である公共施設の適正配置・有効活用については、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を平成23年11月に策定し、改修や更新需要への対応、量的・質的な適正化、維持管理コストの適正化などの視点に基づき、施設分野ごとの取組とあわせ、横断的な課題や中長期的な課題についても取り組んでいきます。また、公共施設の統廃合などによる余剰地の売却や有効活用を積極的に図ることで、今後想定される施設の改修、更新などの需要への対応や新たな課題への対応が可能になると考えています。

西東京市では平成26年度からの次期総合計画をはじめ各分野の個別計画の策定に取り組んでいるところであり、これらの計画の実効性を高めるために、第4次行財政改革大綱の策定を1年前倒しし、次期総合計画と同様に平成26年度を計画初年度とし、また計画期間を10年とすることで、次期総合計画における財源確保を図っていきます。

財政の健全化を図るためには、積極的に行財政改革を進めることで、国や都からの財政支援などに過度に依存することのない自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を自ら確保できる自治体になれるよう、今後一層努めていきたいと考えています。

【地域経営戦略プラン2010(中間の見直し)で掲げている評価指標】

財政の健全化を図る上では、同一の視点から経年変化を把握することが必要です。このことから、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財政状況の両面から総合的・継続的に判断するために、第3次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン2010(中間の見直し))では、5つの財政指標を評価指標として設定しています。

以下に、評価指標の種類、その目標設定と考え方を紹介します。

※基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を実質的な地方交付税として計算から除きます。

① 経常収支比率

〈考え方〉

- *1 平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指す。
- *2 平成26年度には18.7%を超えない水準を目指す。

(単位:%)

平成24年度決算	経常収支比率*1	うち人件費・物件費*1	うち公債費*2
西東京市	91.8	43.3	16.0
都内類似団体平均値	90.4	41.5	11.4
都内類似団体最優良値	85.9	36.6	8.1

② 実質経常収支比率

〈考え方〉

平成24年度には基金を取り崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指す。

(単位:%)

平成24年度決算	実質経常収支比率
西東京市	99.6
都内類似団体平均値	96.9
都内類似団体最優良値	94.1

③ 基礎的財政収支

〈考え方〉

新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続することを目指す。

(単位:百万円)

平成24年度決算	4,803
----------	-------

④ 市債現在高倍率

〈考え方〉

過度の将来負担を防ぐため、平成26年度までに、市債現在高倍率が実施計画上の財政フレームである76.5%を超えない水準にすることを目指す。

(単位:%)

平成24年度決算	88.8
----------	------

⑤ 財政調整基金現在高比率

〈考え方〉

不測の事態に弾力的に対応できるよう、平成26年度までに、標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保することを目指す。

(単位:%)

平成24年度決算	10.2
----------	------



上記のとおり、平成24年度決算において目標に届いた指標もありますが、まだ及ばない指標もあります。評価指標については、その年度のみ達成すれば良いというものではなく、毎年度継続的に達成水準を維持していくことを目指しています。

【参考資料】

平成24年度 決算状況(暫定)		団体コード 132292	市町村類型 IV-1
		団体名 西東京市	24年度交付税種地区分 II-10
人 口	指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等
国調 22年 196,511人 増減率(22年/17年) 3.6%	過疎山村離島不交付 首都 近郊整備 既成市街地 広域行政圏		基準財政需要額 26,981,626千円 基準財政収入額 23,434,314千円 標準財政規模 38,882,309千円 うち臨時財政対策債 発行可能額 3,663,226千円 財政力指数 0.870 単年度(0.869)
住民基本台帳 25.3.31 197,447人 対前年度増減率 1.5% (参考)65才以上人口 25.3.31 42,948人	面積 15.85k㎡		実質収支比率 3.5% 公債費負担比率 13.9% 経常収支比率 91.8% 地方債現在高A (特定資金公共投資事業債除く) 56,892,884千円 債務負担行為翌年度以降 支出予定額B 5,377,576千円 積立金現在高C (うち財政調整基金) (8,739,595千円 3,972,595)
決算収支の状況(千円)	平成24年度	平成23年度	将来にわたる財政負担 A+B-C 53,530,865千円 積立基金取崩額 1,552,234千円 収益事業収入 0千円 健全化判断比率※ 実質赤字比率 -(11.49)% 連結実質赤字比率 -(16.49)% 実質公債費比率 0.6(25.0)% 将来負担比率 20.5(350.0)%
1.歳入総額A	65,617,926	67,944,427	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環 組合 柳泉園組合
2.歳出総額B	64,232,227	66,673,598	<その他> 東京市町村総合事務組 合 多摩六都科学館組合 昭和病院組合 東京都後期高齢者医療 広域連合
3.歳入歳出差引額 (A-B)C	1,385,699	1,270,829	
4.翌年度へ繰り越すべき 財源D	10,069	299,415	
5.実質収支 (C-D)E	1,375,630	971,414	
6.単年度収支 F	404,216	△176,554	
7.積立金 G	622,103	591,985	
8.繰上償還額 H	0	0	
9.積立金取崩額 I	704,064	700,000	
10.実質単年度収支 (F+G+H-I)J	322,255	△284,569	

一 般 職 員 (25.4.1 現在)					特 別 職 等 (25.4.1 現在)		
区 分	職 員 数 A	4月分給料支払 総額 B 千円	1人当り支給月 額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1人当り平均給料 (報酬)月額 円	
一 般 職 員	949	311,505	328,246	市 町 村 長	22.4.1	1,013,000	
うち技能労務職	107	36,816	344,075	副 市 町 村 長	22.4.1	898,000	
教 育 公 務 員	2	863	431,500	教 育 長	22.4.1	797,000	
消 防 職 員	0	0	0				
臨 時 職 員	0	0	0	議 長	22.4.1	642,000	
合 計	951	312,368	328,463	副 議 長	22.4.1	574,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千円	職 員 数 人	議 員 定 数 (28 人)	
	国民健康保険 (事業勘定)		478,933	2,757,337	20	加 入 世 帯 数 32,776世帯	
	介護保険 (保険事業勘定)		127,978	1,870,800	24	被 保 険 者 数 52,749人	
	後期高齢者医療		50,936	338,666	6	1世帯当り保険税調定額 137,878円	
	下水道事業	無	55,399	1,160,000	10	被 保 険 者 1 人 当 り 保 險 税 調 定 額 85,672円	
	駐車場事業	無	8,031	0	0	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用 360,666円	
	介護サービス事業 (その他の企業)	無	0	97,304	1	保 險 税 (料) 4,308,899千円	
	再開発事業 (住宅用地造成事業)	無	0	0	0	保 險 給 付 費 12,652,125千円	
						後 期 高 齢 者 支 援 金 等 2,671,989千円	
						前 期 高 齢 者 納 付 金 等 2,818千円	
						介 護 給 付 費 納 付 金 1,113,397千円	

※)書きは、早期健全化基準である。

歳入					性質別歳出					
区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般 財源等 千円	構成比 %	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円	経常経費 充当一財等 千円	経常収支 比率 %
地方税	30,294,252	46.2	27,822,110	78.7	人件費	10,166,321	15.8	9,704,406	9,462,737	24.3
地方譲与税	284,658	0.4	284,658	0.8	うち職員給	6,434,868	10.0	6,089,316	6,063,445	15.5
利子割交付金	195,058	0.3	195,058	0.5	扶助費	16,632,733	25.9	4,196,410	4,193,158	10.7
配当割交付金	98,674	0.2	98,674	0.3	公債費	6,247,841	9.7	6,247,841	6,247,841	16.0
株式等譲渡所得割交付金	25,375	0.0	25,375	0.1	元利償還金	6,247,288	9.7	6,247,288	6,247,288	16.0
地方消費税交付金	1,804,532	2.8	1,804,532	5.1	一時借入金利子	553	0.0	553	553	0.0
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小計	33,046,895	51.4	20,148,657	19,903,736	51.0
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	10,453,947	16.3	8,520,267	7,431,065	19.0
軽油引取税・自動車取得税交付金	171,690	0.3	171,690	0.5	維持補修費	254,170	0.4	250,441	250,331	0.6
地方特例交付金	177,444	0.3	177,444	0.5	補助費等	6,702,425	10.5	5,002,116	4,433,849	11.4
地方交付税	5,015,334	7.6	4,589,545	13.0	積立金	1,022,816	1.6	1,020,527		
普通	4,589,545	7.0	4,589,545	13.0	投資及び出資金・貸付金	6,425	0.0	1,203	1,203	0.0
特別	425,789	0.6			繰出金	7,656,956	11.9	7,147,525	3,792,973	9.7
震災復興特別	0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
交通安全対策特別交付金	22,481	0.0	22,481	0.1	投資的経費	5,088,593	7.9	1,499,684		
国有養育施設等所在市町村助成交付金	0	0.0	0	0.0	うち人件費	81,926	0.1	78,790		
小計	38,089,498	58.1	35,191,567	99.6	普通建設事業費	5,088,593	7.9	1,499,684	44,966,919	千円
分担金・負担金	371,091	0.6	0	0.0	補助	375,845	0.6	41,718		
使用料	556,162	0.8	120,970	0.3	単独	4,712,748	7.3	1,457,966		
手数料	412,990	0.6	0	0.0	その他	0	0.0	0		
国庫支出金	9,573,640	14.6			災害復旧事業費	0	0.0	0		
都支出金	7,684,780	11.7			失業対策事業費	0	0.0	0		
財産収入	363,461	0.6	32,374	0.1	合計	64,232,227	100.0	43,590,420		
寄附金	38,382	0.1								
繰入金	1,763,779	2.7								
繰越金	1,270,729	1.9								
諸収入	355,088	0.5	723	0.0						
地方債	5,138,326	7.8								
うち減収補填債特例分	(0)	(0.0)								
うち臨時財政対策債	(3,663,226)	(5.6)								
合計	65,617,926	100.0	35,345,634	100.0						101.3 %

市町村税					目的別歳出				
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般 財源等 千円
市町村民税	14,137,282	46.7	1.8	14,285,600	0	議会費	480,178	0.7	480,162
個人分						総務費	5,815,252	9.1	5,122,447
法人分	1,856,272	6.1	10.2	1,845,051	179,747	民生費	30,635,298	47.7	16,248,580
固定資産税	10,794,878	35.6	△ 2.8	10,666,348	0	衛生費	5,240,593	8.2	4,019,963
軽自動車税	78,701	0.3	1.4	78,591	0	労働費	380,064	0.6	337,666
市町村たばこ税	954,977	3.1	△ 0.5	868,219		農林水産業費	109,123	0.2	66,796
鉱産税	0	0.0	0.0	0		商工費	274,162	0.4	216,258
特別土地保有税	0	0.0	0.0	0		土木費	6,185,865	9.6	3,622,246
法定外普通税	0	0.0	0.0	0		消費防費	2,374,773	3.7	1,840,791
目的税	2,472,142	8.2	3.4	0	0	教育費	6,489,078	10.1	5,387,670
入湯税	0	0.0	0.0	0	0	災害復旧費	0	0.0	0
事業所税	0	0.0	0.0	0	0	公債費	6,247,841	9.7	6,247,841
都市計画税	2,472,142	8.2	3.4	0	0	諸支出金	0	0.0	0
法定外目的税	0	0.0	0.0	0	0	前年度繰上充用金	0	0.0	0
旧法による税	0	0.0	0.0	0	0	合計	64,232,227	100.0	43,590,420
合計	30,294,252	100.0	0.6	27,743,809	179,747				

納税義務者数		平成24年度大規模事業 (単位:百万円)			徴収率	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
個人均等割	法人税割	事業	金額	%					
		都市計画道路3・4・21号線整備事業	1,675		93,610人	(98.8)	(28.4)	(96.1)	
		向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業	580						
		道路新設改良事業	375						
		都市計画道路3・4・11号線整備事業	384		3,974人	89.1	25.7	76.7	
		小学校空調設備整備事業	189						
		中学校空調設備整備事業	152						
		(公立・私立) 保育園整備事業	191		国民健康保険税(料)	89.1	25.7	76.7	
		都市計画道路3・4・13号線整備事業	115						
		都市計画道路3・5・10号線整備事業	111						
		小学校校庭芝生化整備事業	97						
		雨水溢水対策整備事業	84						

◎合併特例債の借入実績と元利償還額

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
北原児童館の建替					123,700							123,700
ひばりが丘児童センターの建替								19,800	129,300	397,500		546,600
下保谷児童センターの建替								15,800	98,390	632,300		746,490
みどり保育園の建替					172,900							172,900
田無保育園の建替						158,900						158,900
西原保育園等の建替								282,400				282,400
すみよし保育園の建替										164,100		164,100
住吉福祉会館建替等事業						180,800	452,400	108,000				741,200
小学校校舎等大規模改造事業		144,800	106,400	153,700								404,900
小学校耐震補強事業	53,800	66,700	36,600									157,100
けやき小学校建設事業	104,700	848,900	1,621,200									2,574,800
中学校校舎等大規模改造事業	64,200	49,300			67,300							180,800
中学校耐震補強事業				65,800	29,300							95,100
青嵐中学校校舎等建替				259,900	389,000	2,088,100	109,900					2,846,900
保谷駅前公民館・図書館の整備							94,100	692,100				786,200
南町スポーツ・文化交流センターの建替				102,900	498,900							601,800
障害者総合支援センターの建設									215,300	305,300		520,600
下保谷福祉会館の建替								8,100	52,610	288,400		349,110
西東京いきいの森公園の整備	3,667,000	2,018,900	387,000	298,100								6,371,000
公園広場の整備(生産緑地の保全)					428,300	50,900		871,300	106,400	574,100		2,031,000
エコプラザ西東京の建設				962,200		95,000	260,400					1,317,600
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進 (ひばりヶ丘駅南口地区)						457,400		33,900				491,300
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくり推進 (西3・4・21号線の整備)								31,500	183,200	492,000	37,600	744,300
都市計画道路の整備(西3・4・15号線)	551,400	463,200	33,400	38,300	76,000	65,600	52,500		22,500	13,400	80,300	1,396,600
地域防災無線の増設工事	107,600											107,600
防災行政無線の整備				146,100								146,100
田無庁舎敷地整備事業		173,600										173,600
市道の整備(市道2338号線)	185,600	127,000	46,500									359,100
田無駅南口景観整備事業	72,300											72,300
上向台地区会館の建設	68,200	50,600										118,800
合併特例債借入額合計	4,874,800	3,943,000	2,231,100	2,027,000	1,785,400	3,096,700	969,300	2,062,900	807,700	2,867,100	117,900	24,782,900
平成24年度合併特例債元金償還額	410,297	329,424	185,924	169,159	148,783	359,083	121,163	257,863	97,431	9,450	0	2,088,577
うち交付税措置(×70%)	287,208	230,597	130,147	118,411	104,148	251,358	84,814	180,504	68,202	6,615	0	1,462,004
平成24年度末合併特例債残高	1,563,047	1,631,972	1,115,556	1,181,205	1,190,266	1,716,375	605,813	1,547,175	687,104	2,857,650	117,900	14,214,062

◎歳出内訳及び財源内訳

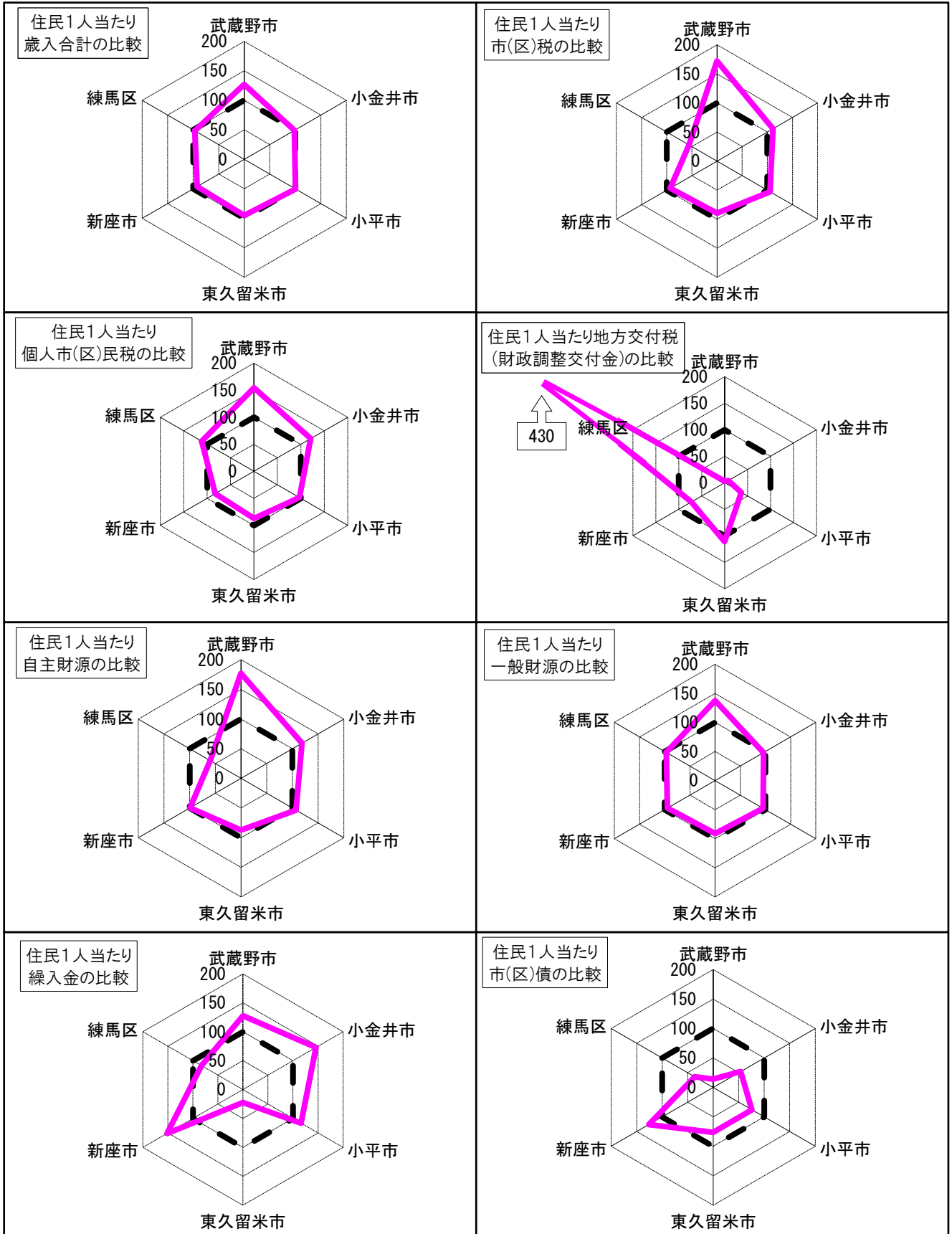
(単位:千円)

目的別		議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	合計
人	件 費	447,439	2,930,086	3,554,863	728,039	12,163	35,490	48,469	518,840	25,858	1,865,074				10,166,321
	うち職員給	72,649	1,826,716	2,423,500	593,926	6,110	21,546	33,316	435,138		1,021,967				6,434,868
物	件 費	26,285	1,572,346	2,322,910	2,516,109	310,519	20,018	19,085	645,600	148,201	2,872,874				10,453,947
	維持補修費		14,593	21,419	1,526		56	399	150,255	168	65,754				254,170
	扶助費			16,358,610	120,083						154,040				16,632,733
	補助費等	6,454	268,040	1,333,480	1,840,627	57,382	7,887	202,746	60,124	2,181,102	744,583				6,702,425
	普通建設事業費		139,114	427,523	24,094		45,672		3,651,017	19,444	781,729				5,088,593
	災害復旧事業費														
	失業対策事業費														
	公債費												6,247,841		6,247,841
	積立金		891,073	113,141	10,115			3,463			5,024				1,022,816
	投資及び出資金														
	貸付金			6,425											6,425
	繰出金			6,496,927					1,160,029						7,656,956
歳出合計		480,178	5,815,252	30,635,298	5,240,593	380,064	109,123	274,162	6,185,865	2,374,773	6,489,078		6,247,841		64,232,227
財源内訳	国庫支出金		4,895	9,096,561	19,458				27,139		118,178				9,266,231
	都支出金		512,204	4,357,914	813,369	41,669	41,984	21,551	647,582	515,986	659,978				7,612,237
	使用料・手数料		106,219	388,976	331,635				11,838		1,392				840,060
	分担金・負担金・寄附金		72	285,338					70,837		7,977				364,224
	財産収入		2,009	141	115			43	29		49				2,386
	繰入金		27,079	66,685	51,915			33,397	538,300	1,000	91,551				809,927
	諸収入	16	40,327	129,203	4,138	729	343	2,913	11,917	196	11,671				201,453
	繰越金								26,877		43,312				70,189
	地方債			61,900					1,229,100	16,800	167,300				1,475,100
	一般財源等	480,162	5,122,447	16,248,580	4,019,963	337,666	66,796	216,258	3,622,246	1,840,791	5,387,670		6,247,841		43,590,420
うち投資的経費充当の一般財源等		24,836	200,110	5,260		13,116		1,186,336	1,644	68,382				1,499,684	

【他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較】

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。それぞれの市・区の平成24年度の歳入決算額及び歳出決算額を、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口で割った、住民1人当たり決算額を算出し、比較してみます。

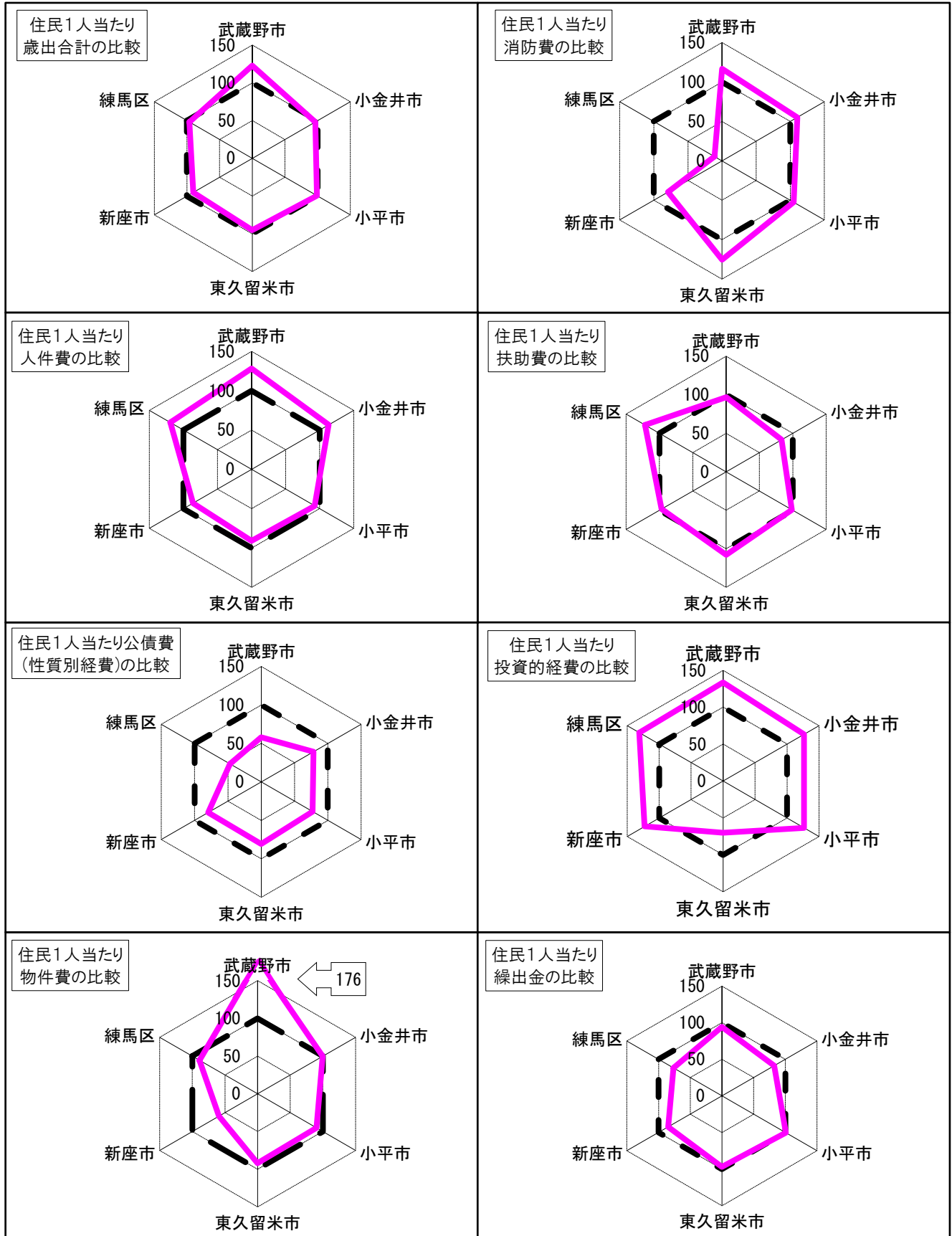
◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳入)



図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側にあれば、その市・区が、西東京市を上回っている(西東京市が下回っている)ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側にあれば西東京市を下回っている(西東京市が上回っている)ことを示します。



◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳出)



【財政健全化法】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、一年間の収支や将来負担に関する財政指標(下記①から④の健全化判断比率・⑤資金不足比率)を算定し、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準を超える場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超える場合は財政再生計画を、経営健全化基準を超える場合は経営健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

① 実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模に対する割合です。

② 連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。この値が18.0%以上になると起債の借入に国または東京都の許可が必要になり、早期健全化基準である25.0%以上になると段階的に市債の借入が制限されます。

④ 将来負担比率

いわゆるストックの指標として、一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

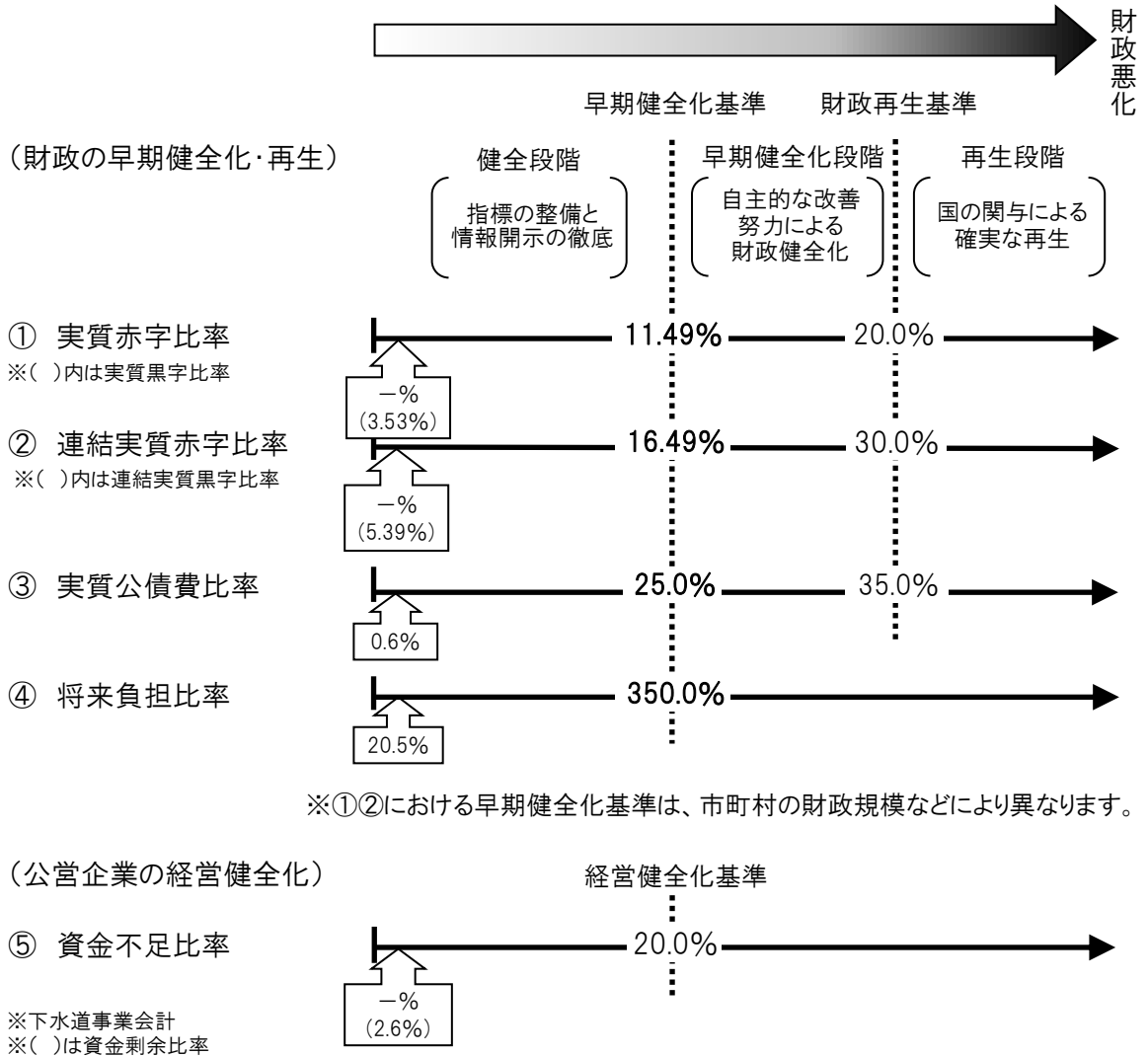
⑤ 資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です(西東京市では下水道事業特別会計のみ該当)。

◎平成24年度における比率の対象

西 東 京 市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
一般会計 中小企業従業員 退職金等共済事業 特別会計	国民健康保険特別会計 駐車場事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療 特別会計	下水道事業特別会計	柳泉園組合 東京たま広域 資源循環組合 東京市町村総合 事務組合 多摩六都科学館 組合 昭和病院組合 東京都後期高齢者 医療広域連合	西東京市土地 開発公社
①実質赤字比率				
②連結実質赤字比率				
③実質公債費比率				
④将来負担比率				
⑤資金不足比率				

平成24年度決算数値による健全化判断比率等



◎引き続き早期健全化基準・経営健全化基準を大きく下回りました

上記のとおり、平成24年度決算数値による健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準と比較しても良好な数値と言えるものでした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を検討していくためには、従来に引き続き経常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目に対する問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革などの不断の努力を続けていく必要があります。

<健全化判断比率等の推移>

(単位:%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度	
						都内類似団体平均	関東類似団体平均
①実質赤字比率	- (3.24)	- (2.79)	- (3.10)	- (2.51)	- (3.53)	- (4.83)	- (5.78)
②連結実質赤字比率	- (5.29)	- (3.56)	- (4.26)	- (3.60)	- (5.39)	- (7.89)	- (14.37)
③実質公債費比率	3.7	2.9	2.2	1.2	0.6	1.8	4.2
④将来負担比率	29.3	32.4	25.4	22.3	20.5	5.8	20.1
⑤資金不足比率	-	-	-	-	-	-	-
※下水道事業会計	(0.0)	(0.7)	(2.6)	(0.7)	(2.6)	(3.1)	(5.5)

※各比率の()内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結実質黒字比率、資金剰余比率です。

【財務書類(速報版)】

市では、平成 20 年度決算より、地方公共団体及び関連団体なども含む連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類(以下「財務4表」という。)を作成し、ホームページにて公表しています。財務4表の作成にあたっては、分析の際の比較検討などを考慮し、多摩地域の多くの市で採用している「総務省方式改訂モデル」で作成しています。

※各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計などが一致しない場合があります。

① 貸借対照表

会計年度末(基準日:平成 25 年3月 31 日)時点で、借方(左側)で地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、貸方(右側)でその資産がどのような財源で賄われているのかを対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかになります。

＜市単体貸借対照表＞

(単位:百万円)

平成 24 年 度				平成 23 年 度			
資産の部	金額	負債の部	金額	資産の部	金額	負債の部	金額
1 公共資産	237,293	1 固定負債	68,913	1 公共資産	236,584	1 固定負債	71,096
2 投資等	8,212	2 流動負債	9,141	2 投資等	8,380	2 流動負債	8,390
3 流動資産	6,551	負債合計	78,054	3 流動資産	6,232	負債合計	79,486
		純資産の部				純資産の部	
		純資産合計	174,001			純資産合計	171,710
資産合計	252,055	負債及び 純資産合計	252,055	資産合計	251,196	負債及び 純資産合計	251,196

公共資産は、都市計画道路の整備や小中学校の空調設備整備などの公共投資を行ったことから、7 億 900 万円の増となりました。流動資産は、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計における歳計現金(形式収支)が増となったことなどから、3 億 1,900 万円の増となりました。その結果、資産全体では、8 億 5,900 万円の増となりました。

負債は、退職手当関係が増となったものの、下水道事業会計における地方債の償還が進んでいることから、14 億 3,200 万円の減となりました。

② 行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常行政コスト)と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常収益)を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、資産形成に結びつかない経常的な行政活動について、税金などで賄うべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかになります。

＜市単体行政コスト計算書＞

(単位:百万円)

平成 24 年 度	金額	平成 23 年 度	金額
経常行政コスト	86,552	経常行政コスト	84,434
1 人にかかるコスト	10,729	1 人にかかるコスト	11,060
2 物にかかるコスト	16,475	2 物にかかるコスト	16,124
3 移転支的コスト	57,804	3 移転支的コスト	55,485
4 その他のコスト	1,544	4 その他のコスト	1,765
経常収益	22,992	経常収益	21,378
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	63,560	純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	63,056

経常行政コストは、生活保護費や国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計における給付費などの社会保障給付が、前年度に引き続き大幅な増となったことなどから、全体で21億1,800万円の増となりました。一方、経常収益は、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療特別会計における保険料率の改定などに伴う保険料の増を主な要因として16億1,400万円の増加となりましたが、経常行政コストの増加がより大きいことから、純経常行政コストは5億400万円の増となりました。

③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。地方税、地方交付税などの一般財源、国都支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

<市単体純資産変動計算書>

(単位:百万円)

平成 24 年 度	金額	平成 23 年 度	金額
期首純資産残高	171,710	期首純資産残高	169,149
純経常行政コスト	△ 63,560	純経常行政コスト	△ 63,056
財源調達(補助金等)	65,569	財源調達(補助金等)	64,706
臨時損益	59	臨時損益	△ 92
資産評価替・無償受入	225	資産評価替・無償受入	1,002
その他	0	その他	0
期末純資産残高	174,001	期末純資産残高	171,710

純経常行政コストが増加したものの、財源調達(補助金等)において市税、生活保護費や障害者自立支援給付費負担金などの補助金が増となったことなどから、純資産全体としては22億9,100万円の増となりました。

④ 資金収支計算書

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類です。現金などの収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれ、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

<市単体資金収支計算書>

(単位:百万円)

平成 24 年 度	金額	平成 23 年 度	金額
1 経常的収支	9,873	1 経常的収支	10,168
2 公共資産整備収支	△ 1,553	2 公共資産整備収支	△ 1,154
3 投資・財務的収支	△ 7,905	3 投資・財務的収支	△ 9,279
当年度資金増減額	414	当年度資金増減額	△ 265
期首資金残高	1,693	期首資金残高	1,958
期末資金残高	2,107	期末資金残高	1,693

経常的収支は、社会保障給付などの支出が増となったものの、市税や各種補助金・保険料などの収入が、それを上回る増となったことから、収支は98億7,300万円となりました。公共資産整備収支は、普通建設事業費などの支出が減となったものの、これらの公共資産整備に係る歳入の減少などがあり、収支はマイナス15億5,300万円となりました。投資・財務的収支は、支出は地方債償還が増となる一方で、基金の積立額が大幅な減になったことから、収支はマイナス79億500万円となりました。これらのことから、期末資金残高は4億1,400万円の増となりました。

※市単体の財務4表は普通会計と公営事業会計(特別会計)を対象として作成しています。

※一部事務組合・広域連合及び第三セクター等を含めた連結財務書類については、今後ホームページで公表を予定しています。



○用語集

財政白書には専門用語が多くて……。という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

あ

維持補修費(いじほしゅうひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上が図られる場合は普通建設事業費になります。

依存財源(いそんざいげん) : [対義語]自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

一時借入金(いちじかりいれきん) : [類義語]市債 [対義語]公債費

歳入の1区分。市の手持ち現金が一時的に不足した場合に、市中の金融機関等から借入れるお金。運転資金。その償還(返済)は一会計年度内に終えなくてはなりません。西東京市では繰替運用(手持ち現金が不足する際に基金を一時的に取り崩し、手持ち現金が充足した際には取り崩した額に利子相当額を付加して、基金に戻し入れること)を行っているため、市中の金融機関等からは一時借入金を調達(借入れ)していません。そのため、西東京市において公債費のうち一時借入金利子は、その支出額がそのまま基金の増加という形で表れることから、実質的には積立金と同じと言えます。

一般会計(いっばんかいけい) : [対義語]特別会計

いわゆる市の会計と言えばこの会計を意味します。下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

一般財源(いっばんざいげん) : [対義語]特定財源

財源の使い道が法令等で定められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

一般財源比率(いっばんざいげんひりつ) :

歳入に占める一般財源の割合。地方公共団体が、行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、一般財源比率ができるだけ高いことが望ましいとされています。

衛生費(えいせいひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。ごみ処理、休日診療所に要する費用などが該当します。

か

貸付金(かしつけきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。各種融資資金などの貸付けに要する費用が該当します。

合併特例債(がっぺいとくれいさい) :

建設地方債の1種。自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う、市町村建設計画(西東京市では新市建設計画がこれに当たります)に基づく事業を対象とした借入れができるもの。事業費の95%について地方債が発行でき、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

元利償還金(がんりしょうかんきん) : [類義語]公債費

公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。

起債制限比率(きさいせいげんひりつ) : [類義語]公債費比率、実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還(返済)に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこの値が一定割合を越えると段階的に市債の発行が制限される重要な指標でしたが、平成18年度以降は実質公債費比率が用いられるようになりました。

基準財政収入額(きじゅんざいせいしゅうにゅうがく) : [対義語]基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方公共団体の独自性は担保されているとされています。

基準財政需要額(きじゅんざいせいじゅようがく) : [対義語]基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出(財政需要の水準)を表しています。したがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方公共団体における最低限必要な行政サービス水準(ナショナル・ミニマム)を、金額で表したものと見えます。詳細はP12 コラム記事を参照。

基礎的財政収支(きそてきざいせいしゅうし) :

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。プライマリーバランスと呼ばれることもあります。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、臨時財政対策債は本来地方交付税として措置されるべきという考えから、

(歳入決算額－市債発行額(臨時財政対策債を除く))

－(歳出決算額－元利償還金(臨時財政対策債を除く))としています。

義務的経費(ぎむてきけいひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

教育費(きょういくひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。小・中学校、公民館、図書館の運営費などが該当します。

繰入金(くりいれきん) : [対義語]繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されてきたお金のこと。

繰越金(くりこしきん) :

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

繰出金(くりだしきん) : [対義語]繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、又は定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金⇒西東京市では土地開発基金が該当)に積立てるお金のこと。

形式収支(けいしきしゅうし) : [類義語]実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。

算出方法は、歳入決算額－歳出決算額です。

経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ) :

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合を表します。詳細はP17「7 経常収支比率」を参照。

減収補填債(げんしゅうほてんさい) :

市民税法人税割又は利子割交付金が、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に見込んだ額を下回ることが見込まれた場合に、その減収見込み額に応じて発行することができる地方債です。結果的に普通交付税の不足額を市が肩代わりする意味合いがあるので、元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

減税補填債(げんぜいほてんさい) :

減税補填債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補填するものです。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

建設地方債(けんせつちほうさい) :

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、道路や施設等の整備、いわゆるハコモノ整備の財源として発行できるもの。

公営企業会計・公営事業会計(こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい) : [対義語]普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものの。

公債費(こうさいひ) : [対義語]市債、一時借入金 [類義語]元利償還金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金利子が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費(物件費=借入事務費等)を含んでいることもあります。詳細はP19「8 公債費」を参照。

公債費比率(こうさいひひりつ) : [類義語]起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還(返済)に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表します。

国庫支出金(こっこししゅつぎん) : [類義語]都支出金

歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

さ

災害復旧費(さいがいふっきゅうひ) :

歳出を性質別・目的別に分けた場合の1区分。暴風、洪水、地震、火災等により被害を受けた公用・公共用の施設を原状に復旧するための費用。性質別では投資的経費の1種です。

財産収入(ざいさんしゅうにゅう) :

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払収入、物品売払収入、不動産売払収入などが該当します。

歳出(さいしゅつ) : [対義語]歳入

一会計年度における一切の支出のこと。

財政調整基金(ざいせいちょうせいききん) : [対義語]特定目的基金

歳計剰余金を地方財政法の規定にしたがって積み立てたり、大幅な税収増があった場合などに積立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取り崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

財政調整基金現在高比率(ざいせいちょうせいききんげんざいだかひりつ) :

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を表すものです。安定的な財政運営を図ることを目的とする財政調整基金の残高を把握することで、不測の収入減や支出増にどれだけ弾力的に対応できるかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、
財政調整基金現在高÷標準財政規模×100 としています。

財政力指数(ざいせいりよくしすう) :

市の財政力を判断する理論上の指標です。地方交付税上の標準的団体における標準的な需要と収入を前提としているため、この指数の高低だけをもって財政の富裕度を即断することはできないので注意が必要です。算出方法は、**基準財政収入額÷基準財政需要額**です。これを直近3ヶ年にわたって計算し、それを平均します。詳細はP9「4 地方交付税」を参照。

歳入(さいにゅう) : [対義語]歳出

一会計年度における一切の収入のこと。

債務負担行為(さいむふたんこうい) :

翌年度以降にわたる、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

市債(しさい) : [類義語]一時借入金 [対義語]公債費

歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還(返済)は会計年度をまたがります。詳細はP21「9 市債」を参照。

市債現在高倍率(しさいげんざいだかばいりつ) :

標準財政規模に占める市債現在高の割合を表す指標で、標準財政規模で償還すると何年で市債の償還が終わるかを表します(100%=1年で償還可能を意味します)。将来の公債費負担を把握し、市債が適正に管理されているかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、臨時財政対策債は本来普通交付税として措置されるべきという考えから、
(市債現在高－臨時財政対策債残高)÷(標準財政規模－臨時財政対策債発行可能額)×100としています。

自主財源(じしゅざいげん) : [対義語]依存財源

市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

自主財源比率(じしゅざいげんひりつ) :

歳入に占める、自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されると言われています。

実質経常収支比率(じっしつけいじょうしゅうしひりつ) : [類義語]経常収支比率

経常収支比率における経常経費充当一般財源に、実質的に経常的な経費である国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する赤字繰出額を加えたものです。詳細はP29「平成24年度決算にみる実質経常収支比率への影響」を参照。

実質公債費比率(じっしつこうさいひひりつ) : [類義語]公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、一時借入金利子、公営企業や一部事務組合・広域連合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行が制限されます。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

実質収支(じっしつしゅうし) : [類義語]形式収支、実質単年度収支、単年度収支
形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

実質収支比率(じっしつしゅうしひりつ) :
標準財政規模に対する実質収支の割合で、財政運営の状況を見る上で重要な指標です。実質収支が赤字の場合は一般的に赤字比率と言い替えます。しかし実質収支比率が高ければ高いほど財政運営が良好であるというわけでもなく、おおむね3%から5%が適切であると言われています。
算出方法は、 $\text{実質収支の額} \div \text{標準財政規模} \times 100$ です。

実質単年度収支(じっしつたんねんどしゅうし) : [類義語]形式収支、実質収支、単年度収支
単年度収支から、基金(貯金)の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金(貯金)の取崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようになるかを判断するものです。

児童福祉費(じどうふくしひ) :
民生費の1区分。保育園・児童館・学童クラブの運営費、児童手当、乳幼児医療助成などの児童福祉や、ひとり親家庭等医療助成などの母子福祉などが該当します。

社会福祉費(しゃかいふくしひ) :
民生費の1区分。障害者福祉センターの運営費、心身障害者福祉手当などの障害福祉や、国民年金事務費、国民健康保険事業会計への繰出金などが該当します。

消防費(しょうぼうひ) :
歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

使用料及び手数料(しょうりょうおよびてすうりょう) :
歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、又は公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

職員給(しょくいんきゅう) :
人件費の1区分。一般職の給料及び各種手当(退職手当を除く)が該当します。

諸収入(しょしゅうにゅう) :
歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入全て。市税の延滞金などが該当します。

人件費(じんけんひ) :
歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

生活保護費(せいかつほごひ) :
民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。

総務費(そうむひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。市報や、徴税、住民票に要する経費などが該当します。

た

単年度収支(たんねんどしゅうし) : [類義語]形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が上回らないと、単年度収支は黒字にならない(赤字になる)という特性があります。

地方交付税(ちほうこうふぜい) :

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。詳細はP9「4 地方交付税」を参照。

地方譲与税(ちほうじょうよぜい) :

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

積立基金(つみたてききん) : [対義語]定額運用基金

財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができます。

積立金(つみたてきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金(詳細はP25「10 基金」を参照。)に積立て(貯金)する費用。ただし定額運用基金への積立ては繰出金となります。

定額運用基金(ていがくうんようききん) : [対義語]積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の原因金を運用することにより、特定の事務又は事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

投資及び出資金(とうしおよびしゅっしきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や、財団法人などへの出資や出捐に要する費用。

投資的経費(とうしてきけいひ) : [類義語]普通建設事業費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類に分けられます。

特定財源(とくていざいげん) : [対義語]一般財源

使途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

特定目的基金(とくていもくてきききん) : [対義語]財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

特別会計(とくべつかいけい) : [対義語]一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。

都支出金(とししゅつきん) : [類義語]国庫支出金

歳入の1区分。都から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の3種類があります。

土木費(とぼくひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水道特別会計への繰出金などが該当します。

は

標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ) :

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や公債費比率など、各種の財政指標を算出するに当たり、基礎数値として用いられます。平成20年度決算からは、実質的な交付税である臨時財政対策債発行可能額を含むように変更されました。

扶助費(いじょひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助(現金又は物品、サービスの提供)に要する経費。生活保護費、児童手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

普通会計(ふつうかいけい) : [対義語]公営企業会計、公営事業会計

地方財政状況調査上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。西東京市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス事業などを控除し、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加えたものです。

普通建設事業費(ふつうけんせつじぎょうひ) : [類義語]投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の1種です。

物件費(ぶつけんひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

分担金及び負担金(ぶんたんきんおよびふたんきん) :

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。西東京市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部又は一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を西東京市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

補助費等(ほじょひとう) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ま

民生費(みんせいひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険事業会計への繰出金や、心身障害者福祉手当、児童手当、生活保護費、障害者福祉センター・老人福祉センター・保育園・児童館・学童クラブの運営費などが該当します。

ら

臨時財政対策債(りんじざいせいたいさくさい) :

国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債です。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借入れることから実質的な地方交付税であるといえます。そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、期限到来の都度延長されて、現在では平成25年度までの時限的な措置とされています。詳細はP9「4 地方交付税」を参照。

臨時税収補填債(りんじぜいしゅうほてんさい) :

地方税法の改正により創設された地方消費税が、導入初年度の平成9年度において通年分が収入できないことに伴う影響額を補填するために発行が認められた地方債です。

老人福祉費(ろうじんふくしひ) :

民生費の1区分。福祉会館・老人福祉センターの運営費、敬老金贈呈などの老人福祉や、後期高齢者医療・老人保健医療・介護保険の各事業会計への繰出金などが該当します。

☆キャラクターを紹介します☆



いこいな
©シンエイ/西東京市

～西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」～

「いこいな」は、自然と生き物のふれあいを守る森の妖精で、平成 17 年の西東京市いこいの森公園開園から園内に住んでいます。その西東京いこいの森公園には、「自然・人・生き物のふれあいの場」として、武蔵野の雑木林の復元を目指した雑木林ゾーンや原っぱゾーンがありますが、「いこいな」はそこでみどりや生き物を育てるお手伝いをしています。また、帽子についた珍しい形の花は、西東京いこいの森公園に咲く「ハンカチの木」の花で、例年ゴールデンウィーク前後に咲いています。

「いこいな」は西東京市に住む皆さんのことが大好きです。皆さんも、「いこいな」のことを応援してくださいね！

市のホームページでは、「いこいな」ニュースや「いこいな」からのおくりものなどを紹介していますので、ご覧ください。

○西東京市ホームページ「いこいな」のページ

トップページ⇒市政情報⇒市のシンボル⇒西東京市マスコットキャラクター「いこいな」

URL <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/symbol/ikoi-na/index.html>

西東京市財政白書

平成 24 年度決算版

平成 25 年9月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

電話 042-460-9802(直通)